

第9回平成19年5月臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成19年5月28日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時50分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計管理者	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5 . 議事日程

- | | | |
|-------|-----------|------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 5 7 号 | 財産の取得について |

(提案 ~ 表決)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) 第9回与謝野町議会5月臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん、そして理事者、執行機関の皆さん方、全員ご出席くださりましてまことにありがとうございます。

早速でございますけれども、開会をさせていただきたいと思っております。

ただいまの出席議員は18人です。

定足数に達しておりますので、これより第9回平成19年5月臨時会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思っております。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、1番 野村生八議員、2番 畠山伸枝議員。

以上、2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

次に、日程第3 議案第57号 財産の取得についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆さんおはようございます。

もう6月議会が目先の先に見えている本日、5月臨時議会を開催させていただきましたところ、議員の皆様方には大変公私ともにお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

天候もおかげさまで、何とかいいお天気が続いておりまして、各地のいろいろな行事や総会等が、スムーズに行われていることと大変喜んでおります。

本日、財産の取得についてでございますが、この議案第57号の提案理由のご説明を申し上げます。

3月19日の全員協議会におきまして、本年度から与謝野町地域福祉空間整備「安心・どこでも・プラン」を取り組みたく、事業概要を説明させていただきました。

繰り返しになりますが、改めてプランの概要をご説明申し上げますと、介護保険制度及び障害者自立支援法で示されております、住みなれた地域で安心して、いつでも、どこでも、だれでも福祉サービスが受けられるよう、これまでの大規模施設によく点整備ではなく、小規模な施設を町内各所に配置し、それぞれが有機的に連携しあう面的整備を推進しようという目標を掲げました。さらには、自助・共助・公助、また協働のそうした精神で、それぞれの施設運営を推進していくことも大きな柱としております。

今回の財産の取得につきましては、介護予防デイサービスセンターに供するために、工芸の里の一角にあります与謝野町字金屋1658番地10に建築されております、木造亜鉛メッキ銅板葺き2階建物と、1階の建物2棟、延べ床面積404.52平方メートルの物件でございます。

取得価格は消費税相当額込みの1,260万円、契約の相手方は与謝野町金屋1658番地、株式会社夢織工房、代表取締役・加畑兼四郎でございます。取得価格が700万円以上となることから、議会の議決を得るものでございまして、同時に土地についても取得することとしております。

この物件に着目した理由といたしましては、筋力トレーニング等による単なる介護予防だけではなく、利用者が生きがいを感じられるサービスの提供を目指したいという運営予定の法人のコンセプトと、工芸の里をはじめとするリフレかやの里、ケーキ工房、江山文庫、道の駅など、旧加悦町が蓄積されました資源の活性化を図りたいという町のねらいが一致したものでございます。

NPO法人・丹後福祉応援団の三井理事長には、工芸の里入村者の皆さんと連携を図り、工芸教室やそば打ち体験、パン・ケーキ教室、江山文庫との連携による文化的活動など、両者の生きがいづくりにつながるようなデイサービス事業を展開したいというふうに考えていただいております。

また、ケーキ工房内における障害者就労支援パン工房におきましても、リフレかやの里支配人とケーキ工房の小西氏からパンづくりに対するノウハウの提供と協力、連携を申し出ていただいております。さらにデイサービスセンターの利用者にハーブ栽培を依頼し、それぞれがそのハーブを活用して特色あるものづくりができないか。それが高齢者の生きがいや地域の活性化につながらないかなど、熱心にご議論をいただいております。

このように民間事業者が自助・共助の精神で、介護予防等の福祉施策にとどまらず、地域の活性化にまで目を向けていただいている中で、行政もその責任の一端を担い、協働によるまちづくりのモデル的な地域として、ぜひ取り組みを進めてまいりたいと考えるものでございます。

財産の取得についての詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 町長から財産取得の趣旨説明がありましたので、建物及び土地の概要につきましてご説明申し上げます。

建物は平成5年建築の木造2階建て、亜鉛メッキ鋼板葺き357.95平方メートルと、平成7年建築の木造1階建て、亜鉛メッキ鋼板葺き46.57平方メートルの2棟で、延べ床面積は404.52平方メートルでございます。取得価格は1,260万円で、うち消費税相当額60万円でございます。

また、土地につきましては、与謝野町字金屋1658番地10、面積2,291平方メートルと、1682番地15、面積108平方メートルの2筆で、総面積は2,399平方メートルでございます。取得価格は2,800万円で、建物及び土地の総額は4,060万円でございます。

契約の相手方は、建物、土地ともに、与謝野町字金屋1658番地、株式会社夢織工房でございます。

土地、建物につきましては、土地開発基金で購入する予定をしております。

また、介護予防デイサービスセンターに供するための建物の改修費は、約3,000万円を見込んでおりますが、今後、土地開発基金からの買い戻しの予算と合わせて、予算計上させていただくことにしております。

議案を提出させていただくまでの経過につきまして、ご説明申し上げます。

昨年の5月に夢織工房の土地、建物が売りに出されているが、介護予防専用のデイサービスセンターに活用ができないだろうか、NPO法人丹後福祉応援団から情報提供がございました。その後、介護保険法の改正や、障害者自立支援法の施行に伴う福祉関係施設の整備の必要性を検討するとともに、町有地、公共施設に利用可能なものがないか、総務課、地域振興課等の情報提供を受けて調査を行いました。

9月のまちづくり本部会に、地域福祉空間整備事業の素案を提案し、職員に空き民家等の情報提供を依頼しました。公共施設、空き民家等約30件の調査を行いましたが、駐車スペース、耐震性の問題などで適した物件はございませんでした。そこで町長からも説明がございましたように、夢織工房の物件が加悦工芸の里やリフレかやなどと連携し、利用者の生きがいがいづくりにつながるデイサービスが展開でき、地域の活性化も図れるものと判断し、耐震補強や改修の概算費用を積算しました。

その結果、新築するよりも安価で整備できるものと判断し、11月から12月にかけて、土地、建物の購入価格について積算を行うとともに、所有者との交渉を行いました。そして今後整備を必要とする福祉関係施設につきまして、地域福祉空間整備「安心・どこでも・プラン」を策定し、3月19日の全員協議会におきまして、事業概要を説明させていただいたものでございます。

次に、なぜ臨時議会を開催してまで議案を提出することになったのかという件でございますが、昨年12月に町に譲渡していただくことにしておきながら、全員協議会の質疑におきまして一定整理する項目がございましたので、3月末の契約期限を延長していただき、さらに4月末期限も延長していただきました。その結果、法人決算の関係もあって、5月末を最終期限とされたものでございます。

また、価格が高いとのご意見もございますが、少しでも安い購入価格となるよう交渉を行いましたが、消費税込みの4,060万円より安くはなりません。工芸の里には未売却の土地がございますので、その販売価格を参考とするため夢織工房の1枚上の土地の鑑定を行いました。平方メートル当たり1万1,700円、坪当たり3万8,610円という単価でございましたので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。なお、鑑定した土地につきましては、購入希望者がいるようにお聞きをしております。

また、本日配付しました追加の図面につきましては造成の際に、上の土地との境界より控えて造成がなされたため、斜線部分約430平米につきまして、夢織工房の土地2,399平米に含まれております。この件につきましては、さきの文教厚生委員会におきまして約500平方メートルというように報告をさせていただきましたが、430平方メートルということでご訂正をいただきたいと思っております。

少し長くなりましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 細部説明は以上ですか。

それでは、提案説明をいただきましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） おはようございます。

それではトップバッターですので、この間、町長から今お話があった全協でのことも含めて、かなり踏み込んだ提案説明があったのではないかとこのように思っております。

そこでちょっと本論の質問に入る前に、ちょっと要望と言いますか、検討していただきたいなと思っているのは、提案様式で間違いではないんですが、提案理由の一番下のところで、これは行政手続上の理由ですね、ここに出てるのは、私が必要だと思うのは、提案理由として必要なのは、冒頭に町長から説明があったように、なぜ取得するのか、それからどういう目的で取得するのかというようなことが、例えば財産取得の場合であれば当然要と思うんですね。口頭での提案はもちろん必要だと思うんですが、この行政手続上、財産取得の場合は700万円以上になるから仕方ないと言うとおかしいけど、それで提出するんだと。これは行政側のあれですが、一番大事なのは、なぜ取得する、どういう目的で取得するんだということが大事だと思うんですね、ここはぜひ。必要ないんかもしれませんが、行政手続でいえば、議会で合意を得る上で非常に大事だと思うので、これは要望しておきたいと思っています。ぜひ検討してください。

それでは本論の質問に入ります。

まず、第1点目なんですが、全員協議会でも私は質問しましたので、おおむねそれに沿った形で、私の疑問も含めて再度お尋ねしたいと思っています。

1点目は、いわゆる広い意味での高齢者対策として、介護制度なんか1つの典型的な事象なんですが、町内だけじゃなくて、町外も含めた介護施設なんかであれば、広域化しています。その現状と認識についてお伺いしたいと思っています。

今の現状、いわゆる聞いてますと、現時点で200人近い方が、施設入所の待機者だというお話も聞いたりしていますので、そういう現状と、それから今後の行政としての役割ですね、ここをできたら教えていただけたらというふうに思っています。現状認識です。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、待機者等の関係でございますが、与謝郡福祉会で3つの特別養護老人ホームを運営をされておりますが、その中で与謝野町からの入所申し込みにつきましては、全体で200名を超えておるということでございます。

ただ、お聞きをしておりますと、早く申し込みをしておかなければ、なかなか順番が回ってこないというような認識があるようでございまして、そういう方を含めると200名を超えておるという状況でございます。

それから与謝野園につきましても、160名を超えておるというような状況をお聞きしております。ただ、今は入所判定委員会をそれぞれの施設で設けられまして、入所が特に必要となる方から順位をつけられまして、空きが出たときには、その方に入っていただくような対応をいただいております。

そういった面でお聞きしておりますと、そのうちの約3割程度は、できるだけ早いうちの入所が必要ではないかというような現状把握をされておるとございまして。

それから、行政の役割でございますが、そういった現状を踏まえますと、やはり少しでも入所

しなくてもいい方をつくり上げていくというのも、非常に大きな役割ではないかなというように思っております。特に、今回の介護保険法の改正では、介護予防に重点を置くということで、そういった介護予防を保険者みずからが、いろいろと対応していくということも重要な法改正の1つの目的となっておりますので、そういった部分では、できるだけこの介護予防にも取り組みをいたしまして、介護度が進まないようなそういったことで、この介護保険制度そのものを円滑に運営していくのも、行政の役割ではないかなというように認識をしております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） いろいろな苦勞があったと思うんですが、現状については漠としてですが、今ご説明があったんですが、いろいろと聞いていますとご存じのように、年寄りを介護しなきゃいけないけど、若い世代が働きに出る。そのために家では守りができないという方はかなりおるわけで、今数字だけでなく、判定委員会でどこまで踏み込んだ調査をされるんかわかりませんが、私自身がこの1カ月ぐらいみても、2人ぐらいからそういう相談があって、どう判断したらええんだというようなことがあるわけですね。僕がこの間ずっと、もう少し長いスパンで見たときでも何人かから、判定してくれるのはどういう判定をしてもらえんのだらうというような問い合わせもあるわけで、これは難しいところなんです、そういう切実な方々もたくさんいるということとは実感として感じているところです。

そこで次の質問なんです、その関連で。私は今回、福祉空間の構想が今町長からも提案されて、全協でも説明がありました。それがもう少し踏み込んだ形、今の現状と将来展望ですね。例えば10年先、20年先、なかなか難しいところなんです、そういう長期的な視野で見たときに、そういう対策を町としてはどういう考え方、どういうことを迫ろうとしているのか、いわゆる対応ですね。

大きくは、今入所しなくても済むような高齢者をつくらなあかんとか、いろんなことがちょっとあると思うんですけども、行政としてはどういう施設や、今、福祉空間計画も出てましたが、どういうことを具体的に射程として持っているのかというあたりがわかれば、ぜひ教えていただきたいなと思うんですが。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

国の方は大規模な施設は、今後はできる限りつくっていかないというような方針でございます。

そういった中にありまして、この介護保険法の改正によりまして、地域密着型のサービスを行政が責任をもって事業展開をしていくという位置づけもされております。

そういった面からは、小規模多機能型の居宅介護施設でありますとか、あるいはグループホームでありますとか、そういったものを民間事業者と一緒に、今後取り組んでいく必要があるんだらうというように考えております。ただ、10年先、20年先ということになりますと、今後の高齢者の推移、あるいは介護保険を受けられる方々の推移がどのようになっていくのかというようにございまして、なかなか計画そのものは立てにくいわけですが、そういった地域密着型サービスについて、それぞれの市町村保険者が取り組んでいく必要があるというように認識をいたしておるところでございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） その点で言いますと結論的な言い方ではありますが、質問の時間が限られていますので。私は福祉戦略と言いますか、当然それは行政としては持たねばならないというふうに思っているんですね。この間、旧町の時代から、老人福祉計画のようなことがたくさん打たれてきたわけですね。それなりにデータはあるわけで、そういう予測との関係で施設整備計画はどうなるのかと。もちろん見直しとかいろいろあったらと思うんですが、国がどう言ってるかというよりも、国はあてにできませんから、金も出さないし、施設についてはどんどん政策も変わるわけですから、だから我が町の中でどういう施設整備が要るのかというのは、戦略目標としてやっぱりやっていく必要がある。

その1つが、福祉空間構想として提起された、この間出されたような、こういう計画を持っていることだと思うんですが、それをもっと長期的なスパンで、全町の地域エリアも含めたことを勘案しながら対応していくということが大事だと思っています。

次の大きくって2つ目の質問ですが、今の提案でありましたように、介護予防のデイサービスセンターと工芸村が共存するという計画ですから、どういう共存形態といいますか共存の可能性、共存のメリット、有効性。これをどう考えているかという点を、伺いたいというふうに思っています。

今、町長が冒頭に周辺施設との連携だとか、ハープ、それからケーキ工房ですね、こういうものとの連携を含めたこともあるんでしょうが、問題はそのことの効果というあたりも踏み込んだ検討がされたと思うんですが、いかがですか。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 先ほども町長が提案説明の中で触れましたように、事業を行っていかうと思えますと、今回の場合は町直営で行うわけではございません。そういった中におきましては、いかにその施設を運営していただく方の心意気と言いますか、そういったものが行政の期待にこたえていただけるのかということが、重要であろうかというように考えております。したがって、協働の精神でこの事業を取り組んでいきたいというように、NPO法人の方からも申し入れをしていただいております。

それで町といたしましては、ケーキ工房もパン工房ということで事業展開を、障害者の就労支援ということで行っていきたいというように考えておりますが、リフレ、あるいはそういったケーキ工房の方々につきましても、一緒になって取り組んでいかうということを、現在、申し入れをしていただいております。

この介護予防デイサービスセンターにつきましても同じように、一緒になって取り組んでいかうというようなことをお話を受けておりますので、そういった面では非常に付近の施設と連携をとって、取り組みが行われるのではないかと考えております。

また、NPO法人の方も入村者の方、あるいは周辺施設と連携をとって、そしてまたデイサービスセンターそのものも、この府内のいろんな方々から注目を浴びるような取り組みを行っていきたいというように考えていただいております。そういった面では、この工芸の里一帯の交流人口の拡大といいますか、そういったことにも一定期待ができるのではないかと考えております。

これは1つの例でございますけれども、例えばあそこには法面がございますが、法面につきましても芝桜なんかを植えて景観整備を図っていきいたい。そういったことで注目を浴びるようなことも、考えていきいたいというようにおっしゃっていただいておりますので、まだまだこれから調整をしなければならないことはたくさんありますけれども、非常にそういった面では大きな期待が持てるのではないかということで、そのことが付近の施設にも波及効果を及ぼさせて、あの辺一帯の活性化が図れるのではないかというように、期待を大きく持っておるところでございます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今課長の方から述べましたようにNPO法人、あるいは福祉法人等々のおかげさまで、積極的なそうした取り組みに対する心構えといいますが、そうしたものが非常にいろいろとアイデアを出して、あそこの地域一帯をやはり単にリハビリをするだけの施設ではなしに、お互いに共存しながらお互いに夢が持てるような、そうした施設づくりをしていきいたいというふうにおっしゃっているので、それらに対しても町の考え方と一致しますので、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思っております。

先ほど今後の福祉計画等についてのお話ございましたけれども、これは当面のところの、いつでも・どこでも・だれでもの中の、「どこでも」の1つのプランニングを掲げております。今後においては、当然できれば旧町単位に、地域ごとに、これらの施設をできるだけ早い時期に整備がしていきたいというのが1つ考え方がございますけれども、今後において、やはり高齢者のグループホームだとか、あるいは認知症の対応型のデイサービスセンター、あるいは障害者就労継続支援事業所の設置、または障害児童デイサービスセンター等、これらの事業についても年次的に計画を持って、進めていきいたいというふうに考えております。

ですから、今は「どこでも」プランですけれども、それが「いつでも」「だれでも」というふうな形のプランになるような計画を持って、与謝野町の福祉施策を進めていきいたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の質問との関連で、もうちょっと課長にお伺いしたいんですが、十分そこは深められたかどうかわかりませんが、私がちょっとこだわってお伺いしたいのは、共存の効果ですね、共存することの意味、これは別に否定的な面ばかりでなくて、むしろ積極面があるからこういう判断をされたと思うんですが、今いろんなことを連携してやっていくというのが共存だと、これはどこでもできるわけですね。施設があったり、ハーブ園があったらできるわけですね。問題は、その効果がどうかということのどう言ったらいいんだろう、獲得目標と言いますかね、ねらいは何なんだというあたりも、私は掘り下げる必要があると思うんですよ。

今の段階でそういうことがなかったんで、ぜひここは介護される方がどういう、知りませんよ、私もあんまり専門的でないから、効果があるのかというあたりも、ぜひそれは研究をしていただけたらというふうに思っています。

3つ目の質問に入ります。

この工芸の里についてですが、十数年間にわたって進めてきたわけですが、これを今いわゆる工芸の里構想を、現時点でどういう評価をして総括されているのかという点をお伺いしたいと思っています。委員会では、ぜひ文書で出してほしいということを書いてたんですが、文書ができ

てないようですけれども、その点を今は口頭で結構ですから出していただきたいというふうに思っています。

ついでに時間もありませんからお伺いしますが、この点は私の思い、主観かも知れませんが、旧町の加悦町のまちづくりの中心的な文化施設の1つだったというふうに理解をしています。これはできた段階で、そういう条例の中で理事者側の答弁もあったように記憶していますし、もう1つの側面は、こういうかなり力を注いできた施設を、後半戦は余力を注いでないと思いますが、いろんなことがあって、その力を注いできた施設を、どう今後展開させるつもりなのかということも含めて、答弁できたらお願いします。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えしたいと思います。

経過と、それから現状、今後というような形で、ちょっと答弁させていただきたいというふうに思っておりますけれども、旧加悦町の議員さん方につきましては、十分内容はご存じだと思いますが、ご指摘のとおりこの加悦工芸の里につきましては、非常に高い理念を持たれまして、もちろん地域活性化、ちりめん関連の生産の共存を図りながら、多種業のものづくりもここに集積をしまして、まちの活性化につなげていこうという理念を持って、平成元年にこの構想が打ち立てられたということでございます。

その間、平成2年に現在の地域につきましては用地買収、そして平成3年に用地造成ということで道路等の基盤整備が行われまして、イベント広場も入れまして23区画が整備されまして、平成4年より分譲が始まってきたという経過がございます。

入村可能な業種ということで、織物業を中心としたものだけではなく、先ほども申し上げましたような多業種のものづくりの集積ということで、いわゆる木工も、それから陶磁器も、例えば竹細工なんかも含めまして、いわゆる総括的に工芸という名のもとに、これにふさわしい方を業種等を定めまして入村の可否を、運営会の意見を聞きながら分譲してきたという経過がございます。

平成4年に10件、その形が整いまして平成6年に1件、平成7年に3件、平成14年に、一番近いところでございますが1件、合わせまして15件の入村をいただいておりますが、町の施設といたしましては江山文庫、ケーキ工房等の施設を加えました、これが一体的な工芸の里という形で、事業所につきましては17事業所が1つになって、きょうまで推移してきているということでございます。

この事業につきましては、旧加悦町さんのまちづくりの中で、メイン的なものであるということで、いろんな魅力あるエリアを創造されてきてまして、内外からは非常に注目を浴びてきたという施設であるということをお聞きしていますし、認識をいたしているところでございます。いわゆるその集積の中で、見学や体験の受け入れができる形が、入村者の方々の努力によりまして推移してきたということも認識をしているところでございます。また、ご承知のとおり年1回、秋には工芸フェアを入村者の方が、みずからが計画されまして、ずっと今日まで続けてきておられる経過も、皆さんもご承知かというふうに思っております。

23区画のうち未分譲が14年以降でございますけれども、これは口コミや旧加悦町の観光パンフ等によりまして、入村の問い合わせ等もあったというような経過もございますが、現実的には

内容を見てみますと趣味の範囲だとか、分譲の価格の問題だとか、それから住居を置くとかという問題も含めて販売には至らない現状で、現在イベント広場も含めまして、6区画が未分譲という状況になっております。

旧加悦町から与謝野町にこの施設を受け入れまして、商工観光課が所管ということで、要綱につきましても非常に高い理想を持った入村条件等もございましたけれども、引き続き尊重しているということで、旧加悦町との調整も3町の合併協議の中で、この要綱につきましても、このままの形で継承をしてきたということでございます。

そういった中で工芸の里、要するに15年経過がしているわけでございますが、その取り巻く環境が非常に変化をしてきております。入村者の方におきましては、ものづくりの拠点にしているということにしながらも、実際につきましましては週末、あるいは週日にその場所に来られて、あるいは定期的に工房に戻られて活動されているということで、住所を定住されているという部分も現在のところは、すべてではございませんけれども、そういう状況が主たる形になってきているのが現状でございます。

このような中で、冒頭にも申し上げましたように見学や体験の受け入れが、現在のところではその中心的な部分が少なくなってきたということでございます。さらにはご承知のとおり廃業、それから転売というふうな形も、与謝野町になりました段階で出てまいってきておるとい状況でございます。

そういった中で、現在、この工芸の里を守っていくという部分としましては、1つのかなめとして分譲地の転売禁止、これは10年間の転売禁止がございましたけれども、先ほど申し上げましたように15年間の経過しているというような中では、10年間で転売をとどめるというようなことができない現状が、1区画を除きましてすべてであるということも、現在の現状としては、そういう状況になっていることも皆さんもご承知かというふうに思っております。

このような中で、特約条項がなくなっていくというような大きな問題もございまして、旧加悦町から受け継いでできました要綱でもあるわけでありましてけれども、今後はその辺の見直しをやっていく必要があるということとを与謝野町の段階で、私どもも内部で検討をしていかなければ現状がきているということでございます。

そういった中で、この工芸の里の今後の方向性について若干考え方を述べさせていただきたいというふうに思いますけれども、先ほども述べました時の流れの中で10年特約、並びに縛りという言葉は失礼になるわけですが、縛りをかけていくということがなくなったことによって、また、さらには先ほども申し上げましたように、現状が要綱にそぐわない現状もあるということをかんがみまして、やはりこの施設につきましましては見直しをしていく必要があるというふうに考えておまして、さらには具体的な部分としましては、資料に付けておりますが、入村要綱につきましましては、もう少し入村条件の緩和を図りたいという考え方を持っているところでございます。

現在おられます方々は、100%の入村条件ではございませんが、今の現状を守っていきいたいという気持ちは私どもも確認をしておりますので、その中でさらにもう少し交流が高まり、活性化、にぎわいが出てくるエリアにしていきたいという気持ちも、私どももお聞きしておりますので、そういった部分できちとした要綱を見直すということをもって、ある程度、理事者の理解

を得ましたら、入村者の方にもその旨を伝えて、改正を行いたいというふうに思っています。

入村者の方も、ぜひともそういう方向で動いてほしいというお気持ちも持っておられますし、ただ入村者の方が、そのことによって今の形を全く排除していくということではなくて、私たちは私たちが守っていきたいというお気持ちは十分伝わってきておりますので、そこで未分譲の部分について、そういう形の中で、にぎわいを持つようなエリア構想を再度検討したいというふうな思いで、現在いるところでございます。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 丁寧に時間をかけて答弁をしていただいたわけですが、今の話を聞いていまして、経過、概要は、ほかの方も含めておわかりいただいたらと思うんですが、例えば今の話の中でもありましたが、10年間特約が切れたために期限が来たから、もう拘束することはできない。よって、どんどん崩れていったというような側面もあるということですね。私は10年もたたないうちからなかなか不発だったと、必ずしも成功したとは言えない側面を持っていたというふうに思っているんですね。

問題は、私が入村者から聞いている話で言うと、第1期、一番初めに入った入村者と後で入った入村者には、明らかにずれがあるということを言っているんですね。入村上の条件のずれが起きているということが言われていました。私はそういうことは、1つの要因になっているのではないかというふうに思うんですね。10年特約というのは法的な制約との関係で、10年特約というのがあるだけであって、任意で合意を本当にするなら、10年特約が切れたからといって、一般の民間に転売するというような話は、私は考え方としては成り立たないと、芸術家ですから、いうふうに思うんですね。これは私が芸術家に対する幻想を持っているのかもわかりませんが、そんな気持ちをしています。

そこでお聞きしたいのは、なぜこういう事態になったのか。私は目標どおりいってるとは思えない。これは課長の答弁でもあったとおりです。目標から見れば、ふさわしい現状でない。なぜこういう事態になったかというこの掘り下げが、行政としてはいるのではないかと。ご苦労です、確かに。旧町のことも含めてけつじまいを、今の新しい町の行政がやらなければならないわけで、それは大変だと思います。と思いますが、そのことはきちっと総括し教訓化できないと、深い掘り下げができないと、また同じことになる。今後は頑張っってこういうことをしたいという決意はお聞きしましたが、ここが非常に大事だと思うんです。この点で、もう答弁は求めませんが、ぜひその角度を重視していただきたいというふうに思っています。

次の質問に移ります。

今回の議案で、いわゆる契約相手のここにも出てる加畑兼四郎さんが、この工芸の里を立ち上げ段階から中心的な役割を果たしてきたわけですね。行政もそれに少くない金、いわゆる多額の費用を費やしたことも明らかであります。その方が既にやめられておられるということで、多くの入村者と施設を残してその中心人物がやめたことについて、世間の話は非常にクールなこととして、どう考えているのかわからないと。なぜやめたのかと、こういう言ったら非常に批判的な疑問視する声も住民の方や、また関係者の一部にもあります。

私はいろんな事情があったんだと思うんですね。今行政も目標どおりいかなかったという側面

があったように、入村者の中心人物である方もいろんな事情があったのではないかと思います、これも含めて私は本格的な総括をきちっとしないと、また木阿弥になって失敗すると、同じことの繰り返しになるのではないかというふうに思っています。この点で、もし理事者側でお考えがあればお聞かせ願いたい。

私はこういう方も含めて、全体の新しい今言ってる福祉との共存ということへ挑戦しようとしているわけですから、そういう前向きな方向で生かせる道として、そういう角度からどう考えるかと。そういう事態も含めた総括を、その点をお伺いできたらお願いしたいと思っております。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えしたいと思います。

現状も先ほど触れさせていただきましたけれども、ご指摘のとおり入村当時の6件と申しますか、その方々と、その後に入って来られた中では、またあわせまして現状の中では、入村条件等が合わない状況がご指摘のとおりございます。しかしながら、ここのエリアを守っていこうという気持ちは、皆さんにおありだということは確認をしております。

そういった中で、運営会という組織を持っていただいております。新町の与謝野町になりましたから、所管の私たちの方でコミュニケーションを図りながら、この里をどうやっていくんだという話を昨年からしていくわけでございますが、話をする中で個人的なお名前は出せませんけれども、現実には後継者がいない。今の段階で、実際になくなるまでに整理をしていきたいとか、それからできるだけ私の段階で残して、後は息子の代でどうなるかというような現実的な話を聞いております。

ただ、そこについて私どもが言えるのは、そういうキャッチボールはさせていただくわけでございますけれども、そういうお気持ちの中で私どもの方に、そういう状態が発生したりするまでにお考えがあるなら、結果的に私どもが、それにどれだけのフォローができるかわかりませんが、そういった気持ちで接していきたいという思いを持っておりますので、現在入村されております方々については運営会等の連携を図りながら、私どもの担当者もつけておりますので、いろいろと意見を聞きながら対応をしていきたいという段階でございますけれども、整理というよりも、そういうところで1つ1つ事例が出てきましたら、対応していかなければならないという気持ちでおるところでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次の質問に移ります。

4つ目のテーマになると思うんですが、今の財産の取得をするわけですが、今の既存の財産形態というのか、あの建物を含めて、共存するというわけですから、有効な活用ができるのかどうか。図面を見てますと、それに基づいて活用していくということのようですが、私は十分な運用と言いますか、活用はできるのかという点と、それから逆に言えば、裏返すと、いわゆる施設を大きくガバッと変えるわけじゃありませんので障害はないのかどうかというあたりは、理事者としてはどのようにお考えかお聞きします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、ここでNPO法人に運営をお世話になる考え方といたしましては、趣味活動、あるいは

娯楽活動、そういったものに生きがいを感じながら、デイサービスの運営をしていくということを基本的な考え方にされております。

そういった中であって、付近のいろんな施設等々も、あるいは入村者等とも連携を図りながら、よりそういった生きがい活動に結びつくような運営をしていきたいという思いでございます。

そういった面で、例えばハーブの栽培でありますとか、園芸でありますとか、郊外的な事業展開につきましては、果たしてこの土地で十分なのかというようなことも言えるかとも思いますけれども、そういった場合には近くの農地等をお借りをして、そういった事業展開をすることも可能であろうというように考えております。

それから、また建物内での事業につきましては、一定建物の規模から制約が出てくる事業もあるかというように思いますけれども、そういった中でいろいろと工夫をしていただきながら、そういった工芸教室でありますとか、絵画教室でありますとか、またものづくり。そういったものについても工夫をしていただきながら、ここの中での事業展開をお世話になるというように考えておまして、そういったことで法人のこれからの運営に町も積極的に勉強をさせていただきまして、よりこのデイサービスが効果的なものとなるように、取り組んでいきたいというように考えております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次に5点目の質問です。ほぼ最後になると思うんですが、一番全協でも問題になったいわゆる財産取得の金額の問題についてお伺いします。

問題はこの施設目標を、施設のいわゆる設置目的と言いますか、さっき僕は冒頭に言いましたが、設置理由にかかわるところですけども、そのいわゆる目標としていることをどう実現できるかということとの関係で、今の財産取得の価格がどうなのかと、ふさわしいのかどうかということになってくると思うんですね。

理事者としては先ほどの話では4,060万円でしたか、お話がありましたですね。その判断をされた理由はどういう根拠なのかという点を、もう少し詳しくご説明願いたいんですが。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、土地でございます。平成5年に町から夢織工房の方に販売をしたときの坪単価が2万6,500円ということでございます。この時点では、できる限り売却の価格を低く抑えるというようなことから、粗造成的な販売であったように聞いておりますが、その後、取得をされました方が約900万円かけて、今の現状の土地に造成をされたということでございます。そういったものを加えまして坪当たり3万8,500円、この夢織工房を展開するに当たったの経費が、土地にかかっておるということでございます。

それから平成14年に町の方から売却をしました土地につきまして、3万8,000円ということでございました。そういった部分では、ほぼ妥当な金額ではないかというように判断をさせていただきました。

それから建物の関係でございますけれども、建物の方につきましては、法定耐用年数等で取得価格等を経過年数等で換算をしてみますと、約2,200万円程度の価値があるのではないかとというように一定の積算をしております。その中にありまして簿価価格と言いますか、その金額に

近い金額ということで、消費税は別でございますが、1,200万円であれば、ほぼ妥当な金額ではないかというように判断をさせていただきまして、4,060万円ということにしたわけでございます。

ただ、この交渉段階におきましては、先方さんと交渉をする中では、これが例えば4,200万円、あるいは4,300万円というようなことになるとすれば、これは少し先ほど申し上げましたような、私どもが判断しております金額とも少し高くなってまいりますので、この4,000万円がほぼ限度ということで、交渉をさせていただいたというものでございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 大体の概要はわかりました。

最後に、今回の冒頭で申し上げましたように、福祉空間構想と言いますか、私が勝手にそんなことを言っているんですが、この事業が非常に大きな理想と言いますか、大きな新しい福祉のまちづくりの基本にかかわる施設整備の構想だというふうに思うんですが、質問の中でも答弁がまだまだ見えない部分もあるわけで、そういう点も一層充実補強していただいて、その具体化に向けた取り組みをやっていただきたい。ぜひ成功させていただきたいことをお願いして、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ここで休憩をとりたいと思います。ただいまちょうど30分でございますので、1時間経過いたしました。45分まで休憩をいたします。

それでは暫時休憩します。

（休憩 午前10時29分）

（再開 午前10時45分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑を受けます。

廣野議員。

4 番（廣野安樹） それでは質疑をさせていただく前に、私もこの福祉の問題につきましては町長がおっしゃられるように、福祉の施策については賛同するものでございますが、この提出されております案件につきまして、これからちょっと質疑をさせていただきます。

まず最初に、課長にお聞きをいたします。30カ所ということをお聞きしましたが、3月19日の全員協議会の中で、ほかにも町の施設で活用する場所はないんかと。いわゆる遊休土地の利用の方法はないんかということをお聞きしたわけでございますが、そのときも30カ所というお話をお聞きしました。この30カ所について、まずどの場所だったかお聞きをしておきたいと思いますが、私も産建の委員長といたしまして、この工芸の里の要綱につきまして、過日の委員会の視察も行かせていただいた中で課長の方から、それぞれの方向につきましても聞かせていただいております。課長の答弁も、理解をできるところがたくさんあるわけでございますが、まず、町長にお聞きをしておきたいと思うのが、この提案ですね、工芸の里、いわゆる町民の方があそこで福祉をされる場合は、恐らく要綱からいうてペケだと思うんです。それをなぜ町長はこのような形で、まず要綱を整理するまでに福祉の提案をされたのか、この点をお聞きをしておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） お答えいたします。

工芸の里の要綱、これは大変ハードルが厳しいものでございます。先ほど来、出てますように、やはりこの場所で原則として、それを生計の中心とすることというふうなことがございますし、また、工芸という中で工芸品を制作する技術を持って、そしてみずから工房を設置して、そこで活動と言いますか、制作を進めていくという非常にハードルの高い要綱でございます。

しかし、あそこに入村する規定としては、先ほど来、出てますように10年間という中で、後にご自分の思いの中で続けられる方、そうでない方、個人の意思でしていただけたらいいということでございますので、要綱に全く反しているということではないというふうに私自身は考えております。

先ほど30カ所と言いましたけれども、これは福祉課だけ、あるいは商工観光課だけではなく、全町的に見ていろいろな使える場所はないかということで指示をしまして、そしていろいろと上がってきた総数が、30カ所ということです。

基本的な考え方として、この財政の苦しい中で、できるだけ公共施設を。合併しましたから、それぞれいろんな合併効果といいますが、そうした中で空いた施設が、活用されてない施設が出てくるんじゃないか。また、そういうものがなければやっぱり民間の中での、そういう空き家とか空き工場だとか有効に利用できるものを改修して、やっていくというのが1つの基本的な考え方で、新しいものをどんどん建てていくと、どうしても建てるというか、そういう活用できる場所がないのなら、やはりそういったことも1つの手段として考える必要がありますけれども、原則としては、できるだけ公共の施設や用地を使ってやっていこうというのが基本的な考え方です。

そうした中でいろいろと検討しましたけれども、例えば下山田の公民館跡みたいなものもありますし、それからそのほかにも空いた施設はございます。しかしこの事業をするためには、やはりどういった場所で、どういった施設がいいかというときに、それぞれの地域で1カ所ずつそういうものをつくっていこうという中で、加悦の場合にはいろいろと見ましたけれども、帯に短し、たすきに長しといったところの中で、たまたまそうしたNPOの福祉応援団の皆さんの考え方と町との考え方が一致したというところで、あの場所でそうした事業を展開することが、今非常に疲弊している工芸の里の活性化にもつながるだろうし、なおかつ老人の方たちのそういう生きがいを持った、リハビリだけを機械的に行うのではなく、やはり喜びを持って活動ができる、そういう楽しい場所になるであろうという。そういう考え方から、あその場所に決めたということでございます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 町長が言われるNPOの三井理事長にも私は会ってまいりました。いろいろとお話を聞かせていただいて、彼の構想あたりも聞かせていただき福祉の大切さ、また、福祉に取り組む中で、あの場所がいいんだということもお聞きをしてまいりました。

それでも町長、工芸の里という要綱がありますので、やはり要綱を整理してから、こういうふうな議案は提案されるべきだと、私は思っております。やっぱりこれは順序がおかしいように、産建の委員会の委員長として、やはりこの前も課長の方に行政のこういった要綱をきちっと、いわゆる福祉にするんなら福祉にするという考え方をきちっとまとめて、1回委員会の方に出していただきたいということで、この前の委員会では課題として提案をしておりました。まだ答えを

私の方には、明確にはいただいておりません。そういった中で、この1,260万円の案件が提案されたということに対しましては、私はいかさかにもこの案件に対しましては納得がいきません。

ましてこの金額につきましても、私は普通土地を買う場合は、建物が14年もたっておりますと建物をつぶして何ぼだと、平地にして何ぼだというように私は最初から交渉いたします。この前の3月19日の全員協議会でも、私は高いということを申し上げました。大方の議員が、この趣旨に対しましては賛同だったというように私は思っております。でも、この物件につきまして4,060万円、これは高いのではないかというご意見がありました。

先ほど課長の方から、いろいろと交渉させていただき、いろいろと検討しましたが、この値段で妥当だというようなことをお聞きしました。私は課長、物を買う場合は、やはり行政の大切な税金を使ってやります。その中で少しでも安く、いいものをするというのが私の基本でございます。

私は前から申しておりますように、新しいものを買うてするんだと。車ももちろん結局新車を買うてということで、前に中古のときにも言いましたが、私はやはり新しい施設を建ててやるべきだというように思っております。

それで課長に、先ほどの30カ所の場所も、ちょっとどの場所だったということをお聞きしておきたいと思ひますし、この図面を一応参考資料として出されておるこの改修の図面で、これぐらいなもんを新築する場合やったら幾らぐらいかかるのか。まず、新築をする場合は、これぐらいで新築ができますというような見積もりがありましたら、教えていただきたいと思ひます。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、30カ所の調査場所でございますけれども、職員が総務課、あるいは地域振興課等々から公共の建物。公共の建物といひましても、行政財産については既に使っておりますので、もう普通財産化したもの、そういったものを聞き取りをいたしまして、また、建物等が建っていない土地、そういったものも調査をしたわけです。

具体的な調査の場所というのは、職員の方から報告を受けておりませんが、先ほど町長が申し上げましたように旧下山田公民館でありますとか、それから野田川駅の東側ですか、町有地があります。そういったものもひっくるめて、一定調査をさせていただいたということでございます。

それから、また民家につきましては岩滝の衣川先生の家屋ですか、何かそのものも一応見せていただいたというような報告は受けております。

具体的にどの場所だということについては、職員からそこまでは聞いておりませんので、お許しをいただきたいというように思っております。

それから、新築の場合の積算をしてみたかということでございます。これは木造であったり、あるいは非木造であったり、いろいろとそういった構造によって価格は変わってくるだろうというように思っておりますが、大体新築の場合は木造で、坪当たり60万円から70万円程度かかるのではないかなというように思っておりますし、例えば与謝郡福社会なんかで過去にデイサービスセンターを新築されましたときには、これは鉄筋コンクリート造りということで、かなり内容が違うわけですが、坪当たり100万円を超えておったというようなこともございます。

それで土地を購入する場合に上物が建っておれば、そこで価格が安くなるというお話があったわけですが、今回の場合につきましては、土地も譲っていただきたい、建物も活用するために譲っていただきたいと。そんなようなこととお話をしておりますので、このあたりは売り手と買い手のどこまでいっても話であるだろうというように考えております。

したがって、当然4,000万円という価格では町の方では購入ができないということ、そのときに先方に伝えておれば、もうその時点で、この話も白紙になったのではないかなというようにも思っております。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 今新築の場合は、木造で60万円から70万円、鉄骨で100万円ぐらいというお聞きをしたんですが、この前、男山の公民館を建設していただきました。7,000万円かかっておりません。あれだけ立派な鉄骨の建物で7,000万円かかっておりませんし、木造で60万円から70万円。ぜいたく普請をするんなら別ですが、普通のこういった施設、危険性のない施設、また障害者が利用しやすいような施設を建てるのに60万円も70万円も坪単価、これ私は聞いてきました、建設業者に。そんだけかかりません。これは私も本人さんら聞いたときに、4,000万円前後だというお話を聞きましたので、私も建設業者に、これぐらいだったら何ぼぐらいかかるだろう。ぜいたく普請でなしに喜んでいただける、お便所や風呂やそういった施設に対しては、身障者の方に喜んでいただけるような施設として、どれぐらいかかるんだということをお聞きしましたら、これだけかかりません。

もっと勉強していただきたい。私は大切な税金を使うのでありますので、やはり本当に慎重になって、こういったものを買うとか、建てるのかということに対しては、取り組んでいただきたいというように思っておりますし。

それと、先ほど6月の定例議会まで待てなかったというお話はお聞きしました。15日が20日ぐらいです、何か決算でと、非常に急いでおられる。これは3月からずっと交渉した中でのことだということをお聞きしたわけでございますが、この点につきましても私は納得をしております。

それから、先ほど伊藤議員の方からもありましたように物件の持ち主、工芸の里を一番先に理解していただいて、この工芸の里をつくっていただいた張本人だということに私はお聞きをしておるわけでございますが、そうした人が一番先に撤退されるというのは、いささかでもちょっと納得がいかないと私は思っておりますし、やはり固定資産税をいただく土地を、わざわざ町が買うて利用するんじゃないに、たくさん空いておる遊休土地を、もっともっと私は利用すべきだと。町民は本当に合併して、たくさん土地が空いているじゃないかということをお聞きしております。こうした点につきましても、もっと真剣に取り組んでいただきたい、そのように思っております。

この点についてお聞きをしておきたいと思いますが、先ほど30カ所というお聞きしましたら、3カ所ぐらい名前があがりました。調べたというのは30カ所、帳面上の30カ所なのか、やはり現場を見てしっかりと足を運んで、そうした中で検討された30カ所か、私はもうこの30カ所につきましても、この場所がもう決まっておるから、あとはもうずっと見て回ったでええわというような、そういうんじゃないに、やはり慎重にもっと取り組んでいただきたいかというよ

うに思っておりますので、この点につきましても再度、3カ所以外にどのようなところがあったのか、お聞きをしておきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、30カ所程度の調査を行ったという場所につきましては、具体的にこの場所ということは、職員の方から報告を受けておりませんので、お許しをいただきたいというように思っております。

それから、6月定例会を目の前にしてということでございますが、あくまでも買い手と売り手、そういったことでの協議の成立によって、こういった財産の取得ができるかどうかということになってまいります。そういった中ではあまりにも町の方が、いつまでも待たせるというようなことがあって、いよいよもうこれ以上は待てないと。いつまで引き延ばしをすればいいんだというようなことも、相手の気分を害するような要因になったのではないかなというように考えております。

したがって、私どもも目の前に6月定例会がございますので、何とかそこまで待っていただきたいということもお願いしたんですが、またそう言いながら嘘をつくんであろうというようなことも言われまして、今回きょうこの議案を提出をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいというように思えます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） もっと慎重にということでございますけれども、これは先ほど来、経過を説明いたしましたけれども、もう12月、もっと前からいろいろと計画を立てて、この件だけではなしに、全体的なものの中で、どこにどういうものを置いていったらいいのかというようなことも含めて、検討してまいりました。3月の予算のときにできればよかったですけれども、やはり議員の皆様方にもきちっと説明もさせていただき、そして4月にお世話になろうということとさせていただきますけれども、そのときにも高いというような理由で、なかなかご理解がいただけなかったんで、改めて不動産鑑定士に入ってもらって、第三者の目であるその地域一帯の金額を提示をしていただきました。

先ほども出ておりましたように、坪単価が約3万8,610円であったということでございますし、その鑑定士さんの意見にしましても、購入予定地については位置とか形状、規模から見て、坪単価が3万8,000円以上の評価をしたとしても、妥当であるということはおっしゃっていただきましたし、また、建物については、先ほど課長も申し上げましたけれども、購入者の方の考え方によってそうした価値は変わるものでこれは鑑定しがたいと、売り手と買い手との話の中で、やはりそうしたことが鑑定したとしても大きな意味はなさない。

それと先ほども申し上げましたけれども、簿価を基礎として購入者が判断した方がよいのではないかという、そういうアドバイスも受けましたし、町の方もそうしたものも勘案して、先ほど申し上げましたけれども2,200万円ということですが、簿価のところから計算すれば1,200万円という数字も妥当な数字だというような結論を出しましたので、高いとおっしゃるその理由が、私自身は反対にわからないということでございます。

それから三井さんのお話はどうだったのかということですが、ちょっとその辺も確認

しましたところ、何の理念もなく、ただ箱をつくるのであれば4,000万円でもできるかもしれないけれども、デイを行う場合は、やはり取り組み理念や環境は非常に大切であるというふうに廣野議員さんの方にも申し上げたと。そして、いずれにしても新築の積算や設計をしたわけではないので、何の根拠もない数字として4,000万円できるかと言われたので、そういう今の理由を全く考えなしに、箱をつくるのであれば、できるだろうというふうにお答えしたんだというふうにお聞きいたしました。

以上のようなことで、またちょっとご答弁の方が抜けているかもわかりませんが、先ほど来申し上げておりますように、慎重に慎重を期して今になったということだけは、ご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 慎重に慎重を重ねてきょうになったということであれば、先ほど町長が言うておりましたように、なぜ工芸の里の要綱を変えて、そこから取り組まなんだかということをおし上げておきたいとします。

それから、土地の鑑定士を入れたということですが、どの場所を見られたのか教えてください。この点について、お尋ねをしておきたいと思っております。

追加資料として、430平米が斜めを切られたような形で、後で出されてきたわけですが、私は何の意味だか全くわからないで、一昨日ですか、現場を見てきました。なぜこの杭が打たれて、この斜めにこうなっておるのか、全く私には、この売買された状況から考えまして、この斜めの線が全くわからないわけですが、この点について、この物件を売られた当時の課長さん、また、そのときに携わっておられた担当の課の職員さんがいたら教えていただきたいんですが。あそこを見てきましたら、法面が大分あります。法面から中に入って平らな部分に斜めの線が引かれておるわけですが、普通の常識から考えてこの斜めの線、私は納得できませんが、この点について説明できる方がありましたら、教えていただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 廣野議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

きょう参考資料ということで、追加資料が出るとわけですが、これは現場はご承知のとおり、現在、夢織工房が建っている敷地ということになっております。

それで、この三角の430平米がどういうことなのかということですが、もともとの施設整備の段階、いわゆる平成3年、4年からのことから、本来なら入っていくということになるんだろうと思うんですが、いわゆる造成については、あまり金をかけてない、金をかけなくていいということが、入村者の条件であったということでもありますので、周辺の町道整備、あるいは水路の整備、あるいは浄化槽にかかわります管の設置だとか、水道の整備という形でさせていただいておまして、敷地内造成にはほとんど金をかけてないと。それでできるだけ安い単価を設定して売ってくれという入村者の要請があったということから、そういう形で分譲いたしました。

そこで夢織工房は、もともと京都市内の加畑さん以外の9人、合計で10人の方が、染屋さんや、糸屋さんやいろんな業種の方が当時は、今、議員さんにもご承知いただけるんだというふうに思いますが、今と全く時代が違いまして平成3年時分ですから、いわゆるバブルの絶頂期のような状況でした。そこで、ものづくりは都会ではなかなかやりにくい時代になったということが

ありますので、何とか環境のいい田舎の方でものづくりがしたいということ、常々その10人の方が話しておられまして、たまたま丹後の加悦町には冶金の跡地ということで、今の現状の場所についてはリフレが建っておるところから工芸の里の一番上まで、冶金が戦争時代に従業員宿舎として使っておったということで、終戦直後からもう稼働してませんから、ずっとそのままの状態になっておった。そのままの状態というのは、もうどんどん荒れ野原に雑草が生い茂る大変な場所であった。

そういう丸い丘の荒れとる用地があるんで、ぜひあそこを整備してもらおうような形で事業をやってくれんかという要請が、加畑さんを中心とした10人の方から要請がありまして、日本冶金の用地ですから、その用地交渉に入るということで、当時の町長は了解をしたということになります。

そのときには一定程度の面積がありますから、10人だけでは広過ぎるということで、加畑さん自身の他のお知り合いの工芸家の方や何かいろいろ声をかけられて、計画段階では、ほぼ埋まるような状況で計画をしていきました。

そういった中で、ほぼ埋まるような形で造成工事を終え、ほとんど配置も決めていたんですが、実際に契約をする平成5年、6年時分から、やっぱりパブルの状況に陰りが見え始めまして、やっぱり計画したけど断念するわという方が、ちょこちょこ出てきました。特に阪神地方の方なんかは、神戸の方もおりまして、大阪の方もいましたんですが、もうとても銀行融資が見込めなくなったということで、あの時期はもうどんどん世の中が変化しておりましたので、そういう状況になりまして撤退というか、計画を断念をしたいという方が出たということで、現実的には平成5年に、初期に売り出したときにいわゆる空地ができたということになっております。

本来なら長いきょうまでの経過を見ながら、説明をさせていただきたいというふうに思っておりますが、今回のこの図面に限って言えば、この株式会社の夢織工房も先ほど言いました10人の方が資本金の出されまして、資本金3,000万円で株式会社を立ち上げられました。その後、平成7年、8年、9年たつごとに、その10人の方の本業もどんどん斜めになったり、あるいは解散をされたり、営業を廃止されたりするということで、加畑さんはその間、他の株を買いながら、最終的には1人だけになってしまった、9人の方が撤退されたということがあります。

それでもなお1人でもやるでということで、平成10年時分には、まだ染の体験についても工芸の里を訪れられる方について時間も場所も提供し、あるいは染と手織りだったと思うんですが、工芸の里を見学したいという他町からの要請があった場合には、加畑さんのところへすぐ連絡して、受けるでということで団体も受け入れていただいたような経過があります。

ただここへきて平成15年時分から、もう極端に景気が悪くなっております。加畑さん自身が一番先に逃げるんじゃなくて、もともと計画の段階で逃げられた方もありますし、この10年の間に、どんどん歯抜けになって抜けられた方もありますし、ある意味では加畑さんは最後まで、わしが最初に事業をやってくれと言うたもんで、できるだけもたすんだということで、一生懸命やっていた。ここへきて織物業界についても大変な時代ですから、どうしても手放さざるを得なくなった。ただ、については僕も設立のときにおったんで、できるだけ思いのこなるような業者に売りたいという希望はあるんだけど、なかなかそういう業者がどんどんあるということにならんので、そういう希望がかなえられるかどうかわからんけど、僕と加畑さんの関係で

言うと、加畑さんはこらいてくれよということで、売りに出されたという経過があると思います。

この土地については、加畑さんの夢織工房が430平米のいわゆる上側、右側のラインが本来の境界線であります。先ほど言いました造成については、ほとんど公的には手を入れてないということですから、買った方が自分の思うような形に造成してほしいということで、夢織工房は地元のいわゆる土木業者に造成を依頼されました。依頼をされておるといことは聞いておりましたし、現実にでき上がったときに加畑さんが数日たって来られまして、山崎君、造成をさせていただいたんだけど、わしはどうも土地が狭なったように思うということで調べてみたら、造成業者かどうかわかりませんが、ちょっと杭の確認というか、境界の確認が、造成業者の方でちょっとまずったようだ。いわゆる下のとこまで法をつけてしまったということを言われました。

そのときに加畑さんは上の加悦町の用地と一段となるような形状になってしまったけども、これどうしよう。土地代をどうしようということをやったんですけども、本来なら分筆して加悦町が買い戻したらよかったですけど、現実的にはその当時ですから引き合いも、何件か問い合わせもあったりしたことがありますので、加畑さんの方は今すぐその用地代を返還するという要求は、うちの方の生きる失敗もあるので、土地代を精算するような形での整理は望まへんと。上の用地が売れるような場面ができて、相手さんときちっと下の加畑さんの用地も含めて、買ってほしいというような業者があれば、そこでその方と町と夢織工房との三者で精算をしあって、整理をしたらどうだろうということをお願いしておりましたので、こういう結果になっております。

本来的に言うと、これがわかったときに分筆をして整理をしておいたら、今となってはよかったのかなというふうに思っておりますが、当時はいわゆる夢織工房の方が造成を間違えたものですから、すぐに用地代の整理要求にはならなかったということで、こういう用地があります。

現実に今話題になっています用地については、いわゆる上段上の線を含んだ用地を買うということになっております。

これで一応追加資料の説明は、このぐらいにさせていただきます、もし何かあれば、またご質問をいただきたい。

それから先ほどの建物の価値についてということがありました。これにつきましては建設課の建築にかかわります職員がおりますので、一定程度の建物の価値をはかる、いわゆる算定をしとるということがあります。あの建物については、いわゆる店舗兼作業場ということで、法人税法上による建物の価値を算定するならば、法定耐用年数は木造の店舗兼作業場ということですから、耐用年数としては22年ということがあります。現在が13年たっておりますので、その割合でしますと新築の取得価格は5,400万円、これは入村する方については一定程度の建物の計画、あるいは規模等を見せてくれということで、図面やなんかを預かっておりましたので、当初に聞いておりました新築の折の取得価格は、2棟で5,400万円と聞かせていただいております。それは坪単価にいたしますと40万円ということで、あの建物については木造で40万円の単価ということで、先ほど福祉課長が、木造なら通常60万円～70万円かかるだろうということがあるんですが40万円である。どういう大工さんの交渉かわかりませんが、坪単価が40万円ということで出てますから、ほぼ新築の取得価格も大きく変わるような金額じゃないだろう

というふうになっております。それでその新築の取得価格から、法定耐用年数によるいわゆる経過価値を引きますと、約41%の2,200万円になるだろうという計算で、先ほど町長等が答弁させていただいております。

もう1点は、簡便法と言いますか、僕も詳しい話はわからんですが、経過年数、法定耐用年数は22年なんですが、簡便的に言うともうちょっともつんじゃないかという数式もあるようでして、それを用いますと本来なら9年の耐用年数なんですが、12年ほどは帳簿的にはもつだろうという計算ができるということになりまして、その簡便法による建物価値で言いますと、5,400万円の48%、2,592万円という数字が出ております。それで今回土地が2,800万円、建物については1,200万円という譲渡価格というのが一定そんなに高くない、一定程度そういう価値の建物だというような判断を、全体的にはしておるということです。

以上です。

議長（糸井満雄） 廣野議員。

4番（廣野安樹） 過去の経過をずっと説明していただきまして、図面等につきましては納得するわけですが、それでももう少しこれになるまでに、やはりちゃんとしておくべきだったんとは違うかということをお願いしておきたいと思っております。

先ほど建物のことが出ましたので、ちょっとお聞きするわけですが、22年の耐用年数で新築したときに金額は5,400万円、13年経過しておるということで見えてまいりました。屋根なんかは随分傷んでおります。屋根を直すとなると今度は相当なまた金がかかるわけですが、1年半ほど何か住んでおられない。住まない建物は非常に傷みが早いです。ここで言われておりますように、耐用年数どうのこうのではなしに、やはり人間が住んでおるか、住んでおらないかによって、耐用年数は随分変わってくるだろうというように思っております。

先ほど鑑定士の話が出ました。鑑定士はどこを鑑定されたのですか、その建物もきちっと鑑定されたのか。なぜ我々が行ったときにその建物の中を、買おうという議会で審議する我々になぜ見せてくれなかったのか、この点お尋ねしておきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

不動産鑑定をお世話になりました土地は、きょう追加資料で出させていただきました図面の中で1658番地17、それからその下の1682番地14、ここの場所でございます。これを不動産鑑定をお世話になったというものでございます。

それから、なぜあそこへ行ったときに、中を見せてもらえなんだんかということですが、ただ文教厚生委員会でもあそこを活用して、介護予防の専用デイサービスセンターを実施をしていきたいという中におきましては、所管の委員会ということもございまして、この際、中も見させていただいたらどうかということで見させていただきました。

私は産建の委員会に出しておりませんので、そのあたりの経過はどうであったんかということは承知はしておりませんが、そういったことで文教厚生委員会のみ中も見させていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 廣野議員。

4番（廣野安樹） 鑑定士は、それではどこの鑑定士にお世話になったのか。私はやはりこの

1658番地の10、この土地が幾らか。買うのはこの土地でありますので、この上の建っておらない土地の鑑定をするのと、物が建っておるところ、買おうとするこの屋敷を、なぜ結局1658番地の10を鑑定されなかったのか、この点をお聞きしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、不動産鑑定をお世話になった業者でございますが、峰山町の京都北都不動産鑑定所だったか、ちょっとはつきりは覚えておりませんが、鑑定士さんのお名前は山本さんと言われる方でございます。過去に建設課等でも、その方に不動産鑑定をお世話になったということでございましたので、その方をお願いをしたということでございます。

それから、なぜ買う物件を不動産鑑定しなかったのかということでございますけれども、これは3月の全員協議会の質疑の中で、不動産鑑定をするべきではないかというご意見がございましたので、当然法人の方をお願いにあがりました。ただ、ご理解がいただけなかった、ご了解がいただけなかったということでございます。

と言いますのも、もうその当時から結構、いつまで待たせるんだというようなことが、加畑さんの方の気分を害しておるといふ状況もございましたので、今になってその土地、建物の不動産鑑定までさせるということについては、同意が得られなかったということでございますので、その点は私どもは申し入れはいたしました。そういったことでございました。

それから先ほども申し上げましたが、まだここには6つほど未売却の土地がございます。そういったものを平成13年度に売却するときには、一定3万8,000円という価格設定をしておりますが、その価格が妥当なのかどうかということも考えまして、この1658番地の17、それから1682番地の14を、土地の不動産鑑定をしたということでございます。

議長（糸井満雄） 廣野議員。

4番（廣野安樹） この図面からいきますと、1658の17、1682の14、いわゆるこの線が引いてあるところからいきますと、私はこれで見えてきましたら非常に玄関口、いわゆる道路側から入る入り口が狭い。これはご存じだと思いますけれども、図面を見たらわかると思いますが、こういうふうな状況の中で鑑定されたのか。私はこの下までの、あの現在の現状を見て把握されたのか。

また、峰山の鑑定士とお聞きしましたが、なぜ与謝野郡近隣の近い鑑定士をお願いをされなかったのか。この点、2点をお伺いしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、不動産鑑定をされる業者がこのあたりにあるのか、ないのかという部分については、建設課の方に問い合わせをして、そして峰山の業者と、それから福知山の方にもあるということはお聞きをしました。そういった中で過去に建設課が、その不動産鑑定を世話になったのが、峰山の業者であったということでございますので、そこをお願いをしたということでございます。

それから間口の部分が狭くて奥行きが広いという、確かにいびつな形状になっておりますが、その点につきましては不動産鑑定士の方で、この1658の17、それから1682の14を鑑定するに当たっては、公図等も取り寄せられまして、現況の中でそのあたりを比較してみますと、

下の土地が含まれておるといことが判明しましたので、それで今の現状の状況と、それからその部分が下の土地として含まれておる部分、それらを勘案をされまして1万1,700円が妥当というような金額を、算定をしていただいたというようにお聞きをしております。

議 長(糸井満雄) 廣野議員。

4 番(廣野安樹) それでは、この430平米の現況もお見せして検討された結果だということて理解させていただきますいいんですか。

不動産鑑定士は府中にもございます。一番近いところで府中でやられておられる方がありますので、やはり一番近い方にお世話になるのが、一番私はこの現状をよくご存じだろうというように思っております。

先ほどもありましたように、この建物の件につきまして、もう一度お尋ねするわけでございますが、先ほど建設課長の方からは坪40万円ぐらいだというようなことと、それから先ほど出ておりました60万円~70万円ぐらい坪単価がかかるというようなことで、私も先ほども言いましたが、この地元の建設業者にこのような図面をお見せして、ちょっとどれぐらいかかるんだということも、本当に実際にこうやって議会議に臨みますので、お聞きをしまいたところてございまして、今建設課長が言われたように、40万円ぐらいだったらできるんだというようなこともお聞きをしておりました。

それからいきますと、私はやはり古屋の造作をするんでなしに、やはり新しいものを建てて、このNPOで福祉応援団が頑張っておられる三井さんの方にお貸しするのが、私はベターだというように思っております。

古屋の造作には、もうほんまに金がかかります。何ぼかけても何ぼかけても古屋の造作というものは、金がかかるということをお聞きしておりますので、やはりこういったものを、結局古いものを買うんでなしに、やはり新しいものを建てて私はお貸しをし、先ほどいわゆる福祉に対する行政のお考えなどを聞かせていただいておりますと、安心・安心・福祉の空間づくりというようなことで、非常にいい構想を上げておられますので、私は何としてもやはり新築をして貸してあげるべきだと。720坪のこの屋敷を、私は買う必要はない。税務課長も大切な税金をいただいております施設を売るんでなしに、やっぱり税金をもらてない施設を利用して、やはり新築をしてお貸しする。こういった構想に私は変えていただきたい。

したがって、この1,260万円のこの建物は、古屋の造作をするには、いかさかにも高いということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) 不動産鑑定士については、町内にはないというふうに理解しております。一番近いところで、また、与謝野町になって不動産鑑定をお願いした業者でもありますので、そうした経験もあるのでそこへお願いした。福知山には2件あるそうですけれども、一番近いところで峰山の。

4 番(廣野安樹) 府中にもあります。

町 長(太田貴美) ああ、そうですか。いや、ない。

4 番(廣野安樹) ある、府中にあります、府中にある。

町 長（太田貴美） おやめになったんではないんですか。ちょっとその辺は確認はできておりませんが、先ほど申し上げましたように、町の調べたところではそういう状況だったんで、そこをお願いをしたということでございます。

それと新しいものを建ててということですが、結局は土地も有効に使おうと思えば、使える土地を本来でしたら売却すれば、その土地代も入ってくるわけですし、その上物を建てることに、やはり古屋の造作で後々お金がかかるというご心配だと思いますけれども、新しいものを建てるのと、今のところを福祉応援団の方たちも、あそこで十分使えるという判断をなさっているんで、そうしたところでしていただくと。やはり新しいものを建てますと、あるお金を今どう使っていくかという費用対効果のこともありますので、場所がかわればどうなるかということについては、当然、新しいところに建てれば土地代も含んで考えますと、高いものになるというふうに思いますし、その辺のちょっと考え方の相違だろうというふうに思います。

ちょっとその件については一応ここで、先ほどの質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

有吉議員。

16番（有吉 正） それでは、質問させていただきます。

大分議論も進んでまいったようなんですが、ちょっとわからない点。まず1点目、先ほど廣野議員から斜線の部分の説明で、山崎課長がご答弁いただいたわけですが、いわゆるこれは私は産業建設委員会に所属しております。この図面、資料の図面も、追加資料も初めて見せていただきまして、これはほかの委員会に所属しておられる議員さんのお話では、税務課の資料だと、公図だというふうにお聞きしたんですが、その点をまず確認をさせていただきたい、このように思います。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、参考資料として、図面をどのようなものをつけようかなというように私どもは考えたわけですが、公図につきましても一定、法務局の方から取り寄せました。それでこの公図と現状と見てみますと、かなり公図でも理解しにくいというような図面になっておるのも事実でございます。したがって、この公図を添付しても、なかなかわかりづらいなという思いがございまして、税務課が土地の評価でありますとか、そういったものに使用しておりますこの図面を、添付をさせていただいたと。この図面が現状と非常に近いものであるというような思いから、土地を理解していただくのには、この税務課が土地評価等に使っておる図面の方が、わかりやすいであろうということで、その図面をつけさせていただいたということでございます。

それで法務局の公図を取り寄せました中に、いろいろと注釈がついておりまして、この土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備えつけられるまでの間、これにかわるものとして備えつけられている図面で土地の位置及び形状の概略を記載した図面ですというのが、法務局が持つておる公図だということでございますので、そういったものを現状と比較をしてみますと、非常にわかりづらい公図しかないということでございますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 有吉議員。

1 6 番（有吉 正） そうしますと非常に説明を聞いてもわからにくいというのが現実なんです、ただ、私の経験上と言いますのか、一般的な考え方をすると、いわゆる公図が基本的には法務局の図面と町の図面とが違くと、こういう解釈になるわけですか。

結局、仮にそうすると、いわゆる斜線の部分は1658の10であると、そういうことになるわけですね。先ほど山崎課長の答弁では、土木業者のミスがあった。それから分筆云々というようなご答弁もあったような気がしたんですが、これはやっぱりどういうふうにいわれる町の方が手直しをされるのか。といいますのは、今後1658の17番地、それから1658の18番地、上に2つあるわけですが、これもいわゆる販売をしていかなければならないわけで、そうすると、ここらもきちっと整理をしていく必要もあるだろうと、こういうふうになるわけなんです。

そこらがどうも今回臨時会までもたれてされる、また、こういった追加資料が出てくるという中で非常に不安と言いますのか、きちっとしたことができていないように私は考えるわけなんです、その点、町長また福祉課長、お考えを再度聞かせていただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えしたいと思います。

こういう現状を産建委員の皆さんには2月に現地へ行かせていただいたときに、図面ではお示しをしておりますでしたけれども、こういう現状であるということについては、ご報告をさせていただいたというふうに認識をしておりますが、その後ほかの委員会の方は、先般でも現場を見られまして、そこでも説明をさせていただいたわけですが、その辺を明確にしないということ、今回こういう図面を出させていただいたということが、経過としてありますことをちょっとお伝えしておきたいと思いますが。

今後の処理でございますけれども、私もはこの状況が生まれた段階では、やはり現実に戻さなければいけないというふうには認識をしておりますので、登記簿の整理をしていくべきだというふうに思っております。ただ、この物件の関係が、一定町の物件になるということになれば、その辺は簡単に処理ができるというふうに認識をしておりますけれども、あくまでもこの線については、ある程度この物件については、きちっとした現在の段階では加畑さんでございますし、上は町の物件でございますので二通りの考え方を持って、いずれにしても整理はしていかなければならないというふうに、認識をするべきだというふうに思っています。

議 長（糸井満雄） 有吉議員。

1 6 番（有吉 正） 今、商工観光課長がおっしゃられたように確かに下も町有地、上も町有地であるわけですから、どういう処理をされようとしやすいだろうというふうには考えますが、ただ、こういった案件が出てくると、私は現場を見てはおりませんが、斜線の三角形の上の交差しととこですね、それから右側の線の下の方の交差のあたりに杭が打ってあるというふうに聞いておるわけなんです、この杭はいつごろ打たれたんですか。これをちょっとお聞きします。

議 長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（山崎信之） 先ほど廣野議員のお答えのときに、素性を名乗らずにご答弁をさせていただきました。当時、平成3年、4年、5年あたりに商工観光課が、この工芸の里の整備をやっておりました。そのときの担当をやったということで答弁をさせていただいております。

今の有吉議員のご質問といいますか、ご疑問というのは、現況図と公図と現場となかなか合っ

てないので、今後もいろんな問題が出てくるん違うかというお尋ねだろうと思うんですが、現実的には公図はありませんけれども、工芸の里の現況図ということで、当初の資料にはついとると思うんですが、その辺が大体公図なんです。もともとはバラバラだった番地を全部整理しまして合筆したり分筆したり、合筆はほとんどしてないです、形状を変えて公図をもっておりますが、いわゆる地籍調査の済んだ用地でないために、測量図面はきちっと持ってますが、公図上に表すといびつな形に出てくるということがありまして、測量図はきちっとありますので、その杭についても測量図にのっかって打たれとる杭です。だからいつでもその杭については、境界杭についてはもしなかったとしても、測量図から確認ができるというものでございます。

議 長（糸井満雄） 有吉議員。

1 6 番（有吉 正） 地籍調査ができていない、そういう点は理解させていただきました。

野田川の場合はそれが済んでおりますので、これも1つの勉強になったかなというふうには思いますが、やはり今度のこととは別個に、きちっとした整備をしていく必要があるだろうということ、あまりにも会社のご都合にも合わせなければならないけども、そこまで無理して急いで買わなければならないのかなという点は、私は今も感じております。

いろいろと町長、福祉課長からご答弁がりましたが、私は今もその疑問というのは、まだぬぐえませんが、全協、あるいは3月の本会議の中でも、こういうことは慎重にすべきだということとは再三再四言わせていただいております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） お諮りしますが、10分前でございますけども、10分間続けてもいいんですが、ここで昼食休憩に入ってもいいんですが、いかがでしょう。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） それでは1時30分まで昼食休憩といたします。

それでは休憩します。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑をお受けするまでに、町長より発言の申し出がありましたので許可します。

太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

私、妙なことを申しまして、「銅板」葺きが正しいので、何か「銅板」なんかと言ったような気がしますので、そのところを課長が言ったのが正しいので、訂正させていただきます。

それと午前中の質疑の中で、不動産鑑定士の件がございましたが、調査しました結果、与謝野町というか、府中におられた方は18年2月ごろにもう廃業なさっております、今は申し上げたとおり福知山に2名、京丹後市に1名、宮津与謝野町の管内にはお一人もおられませんので、そういうことでご了解いただきたいと思います。

それから午後の会議に教育長が、若干遅刻する旨申し出がありましたので、報告申し上げます。

それでは質疑をお受けします。

上山議員。

- 3 番(上山光正) 私はまず質疑ということも含めて、また、苦言も申し上げておきたいというふうに思うわけです。

今回の提案につきましては、私どもの所管の委員会でありまして、所管委員会内での調整につきましては委員長の力不足で、なかなかまいことまとめることができなかったということ、まずおわびをしておきたいというふうに思います。

まず最初に、課長にお尋ねするわけですが、先ほど来、ずっと説明等をお聞きしておるわけですが、まずこの5月に応援団からの要望があったと、このようにお聞きしたわけですが、その後、委員会の中で、この地域福祉空間の件につきまして委員会の開催、こういったものが何回行われましたか。私どもはわかっておりますけれども、皆さんはご承知ない方もいらっしゃると思いますので、この辺をまず最初にお尋ねしておきたいと思います。

議長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えをいたします。

たしか1月から、そういった小規模多機能居宅介護施設等々によりまして、そういった福祉課の方向性といえますか、施設整備の必要性といえますか、そういったものにつきましては、たしか1月と2月の2回であったろうというように記憶しております。

議長(糸井満雄) 上山議員。

- 3 番(上山光正) 私ども委員会としましては、この福祉空間の関係事業につきましては2回の委員会ともに、いろいろと問題点を投げかけておったと私は思います。しかし、それが今回の議案第57号におきましては、なかなか新しいところが見えてないというふうなことから、委員長自体がこの議案について、こんな質疑をするということは、まことに申しわけないんですけれども、やはり町長もこの住民から選ばれた2分の1の方です、私たちも18分の1で当選をさせてもらって、町長の方は提案権がありますし、私どもの方にはご存じのとおり審議権があるわけですが、この提案は1課が提案されとるんでなくて、太田町長さんの提案であるわけですが、もちろん。ということは、やはり課が総出で、この提案につきましてはもっともっと慎重に、そして常任委員会、つまり文教厚生委員会の方ともご相談をいただいて、これが提案の運びとなれば、私どもは苦言を申し上げたり、そういったことはないわけではありますが、残念だけど今回、非常に多くの苦言を申し上げなければならぬというふうに思っておるわけでございます。

午前中の応答の中で、確かに1,200万円ですね、これにつきましてご回答の中で山崎課長は40万円が新築でも妥当な線であろうというふうにおっしゃってます、私もそのように思います。しかしこの物件は14年ほど経過した古い建物でございます。そういったものを1,200万円で買い取られるということは、非常に私は納得ができないというふうに思いますし、また、午前中の課長の回答では、新築よりもさらに安価であると、古い施設を利用した方が。また、町長さんの方のお考えも、やはり既存の建物を利用した方がいいと。これは私どもも全く同調させていただきます、それには、ただ問題となるのが、新築よりも安価であるという観点ですね、これをまずお尋ねしておきたいと。山崎課長さんは新築でも40万円ぐらいでできる、私どももそのつもりであります。それがなぜこういうことになるか。つまり中古であれば、古い建物であれば、私どもは3分の1と踏んでおります。この辺の見解をお聞きしておきたいと思いま

す。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

午前の質問で、大体新築であればどれぐらいほどかかるというような見積もりもしておるんかという中で、私は60万円から70万円というお答えをいたしました。それはただ単にその建物を建てるとしたら、構造的にどうだとか何とかという細かい積算をしたんでなくて、例えば公民館の例でありますと、あるいはその他もろもろの例によって60万円～70万円ほどかかるんではないかという建設課の方から、そういうお話を聞いたもんですから、そういった答弁をさせていただきました。

その後、この建物が5,400万円で新築をされたということで、それを坪単価に直しますと40万円ということで建設課長の方から、その部分の訂正といいますか、というような内容での答弁をしていただいたということでございます。したがって、私どもはそういった建設課の技師の意見等を踏まえまして、それよりもまず安く上がるというものを安価というようにさせていただきました。

それから今後あの建物を耐震、それから事業内容に合わせて改修をするわけですが、ざっと3,000万円ぐらいかかるんではないかというように見込んでおります。1,200万円と3,000万円と加えますと4,200万円ということで、坪単価に直しますと35万円程度ということでございますので、そういった部分から新築よりは安価でいけると。

ただ、議員さんがおっしゃいますように今後使用できる期間と、それから全く新築の場合の使用できる期間、そこまでつばさに積算をしてということとはしておりませんので、そのところが少し安易な答弁であったかもわかりませんが、そのような反省もしながら、そのようなことで答弁をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 私は、課長、そういう言い方に苦言を言わんならんのです。それなら仮に岡田課長が、そうした古い、まだあと10年ほど耐用年数が残っておる、そういったものを新築の単価で割り出して、そして安いと思って買われますか。買ってみてくださいよ。これは買えんはずですよ、絶対に。それで我が委員会でも課長さんに、自分のお金だと思って頑張ってくださいと。できるだけ協力はさせてもらおうと、このように私は申し上げておったと思うんですよ。

それがそうじゃないです、今のような答弁ですよ。おうちたちは高い給料をもらって課長職におられるんですよ。そしてこんな提案をすることによって、太田町長に非常に辛い思いをさせんならん。私どもも、これ待機者が大勢おられるのはわかってます。わかっておるけれども、もう少し委員会の方で検討させていただいたり、時間の猶予をいただければ、新しい提言ができたかもわかりません。しかし期限は5月31日、何で加畑さんに合わせんならんのですか、これ。5月にこうして福祉応援団の方からお話をいただいて、その後に交渉をされとるわけでしょう。そしたら委員会の方へもっともっと早い時期に相談を持ちかけていただいたら、私たちは十分協力はするつもりでございました。

昨年に課長と一遍お話をしたと思うんですよ。こんなことは言いたくないんですけども、福祉事業については全面的に文教厚生は協力しましょうと、だから隠さずに相談に来てくださいと。

議員の皆さんにもその内容については、十分説明をさせてもらう用意があるということで、お話をさせていただいたと思うんです。この与謝野町の歳出の約25%が民生費なんですよ、19年度。これだけ太田町長は、この福祉について情熱を持ってまちづくりに臨んでおられるんですよ、これは。そしたら当然課長たるもんがちゃんちゃんとせな、私はいかんと思うんです。声を荒らげてまことに申しわけないですが、もっともっとあるはずですよ。

今提案でも、地域福祉空間の整備事業の一環としてされるわけですが、我々委員会におきましても与謝地区の小規模多機能施設ですね、また、ただいまの57号の関係、それから岩滝の関係ですね、これらがなかなか前へ進まない。委員会が同意しておるといふか、承認させていただいてもらっておるのは、障害者のこのパン工房の案件、それから野田川町の保健センターの関係、これは皆さんはご同意を多分いただいていると思います、全員から。

しかし野田川町のこの保健センターにいたしましても、野田川の皆さんは保健センターに活動するから駐車場も設置したんだと。それが何て数年でこういう方に転換せんならんと。ただ福祉事業も非常に大切なものがありますから、やはりこれはしなけりゃならんとということでご理解はいただいております。この辺のところも、またお尋ねしたいと思ひますし。

それから先ほどの境界線の件ですね、建設課長さんもおっしゃいましたけど、そんならその境界線は、まだ定かではないわけですね、言うた言わんの世界になってますわな。そんならどなたがその杭打ちに証人に立たれて、そして町と、それから加畑さんとが立ち会いして決められたわけですか。それが何でこの登記簿や何かで、この切り図や何かを我々が見ても全然わかりにくいと。こういうことが放置されているんですか。私は納得ができませんよ。そして値段を決めといて、それから両者でまた相談して決める。その辺のところ、私はどうも理解ができませんと思うんです。

財産の取得はもちろん総務課ですよ。日ごろから、とにかく与謝野町は財源がない、財源がないと申しながら、ほかのことはみなカットしていくと。たけど今回はザルですよ、これははっきり言って。私でもこん銭でよう買いません。もし買う勇気のある方があったら、買ってください。この辺について課長、お答えをお願いします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、文教厚生委員会に十分な提案もしないまま事を運んだことにつきましては、おわびを申し上げます。

私どもは今ある建物すべてを取り壊してというような考え方じゃなくて、使えるものは利用していこうというような思いもございます。したがって、地域密着型サービスにつきましても国の方からの指導といたしましては、公共施設であったり、あるいは空き民家等を活用して、そういった事業に取り組んでいくというような文書もいただいております。そういった中であって、利用できるものはできる限り利用していくということも、大事ではないかなというような思いがございまして、今回、建物を取得しまして、そこで一定の耐震性等クリアできれば、まだ十分使える物件ではないかというように判断をさせていただいて、今回の提案に至ったということでございます。

先ほど議員の方からは、そんな高いものを個人的であれば買うんかというようなことも言われ

たわけでございますが、個人的にどうのこうのというところまでは考えておりませんので、その点につきましては、お許しをいただきたいというふうに考えております。

文教厚生委員会の進め方と言いますか、提案の仕方というものにつきましては、おわびを申し上げたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 何回ものお話になるかというふうに思いますが、昨年の5月あたりから、こういう話が出てきておりました。福祉を進める福祉課としては、できることから取り組んでいきたいというような考えを持っておりましたけれども、やはり与謝野町として町内全体を考えたときに、いろんな同じ事業でも考え方が違いますし、また、新しい介護保険、あるいは障害者支援法等が出てきた中で、じゃあこれからの与謝野町のそうした福祉施策はどうしていけばいいのか。1つ1つの対応じゃなしに、やはり一つの一定の考え方や理念を持った中で、総括的に町内を見回した中で、こういうところから取り組めるというものを一定の計画書を持って、それで進めていこうということで、12月の定例議会でも、この案件についてもすぐ進めたいような思いでしたけれども、そういうことでいったん指示をし、全体のまちづくり本部会、先ほど言われましたように1つの課だけではありませんので、庁内の課長らで組織しますまちづくり本部会に福祉課の方から提案をさせて、そしてそれに向けて先ほど言いましたように、各課もそれぞれ所管している公共的な施設の中身を見直す中でそうしたものを上げてきた結果、安心・どこでもプランというあれをつくったわけでございます。

それらすべてをやはり議員の皆さんによく知っていただいて、そしてご議論いただくということで全員協議会等を開いた中で、全体のプランについての説明をさせていただいて、それを具体的に進められるものから予算化をして、進めてきたということでございますので、単に福祉課だけがということではなしに、全体の町としての考え方として町を挙げてそれに取り組んでおります。

その辺のところもちょっとご理解をいただきたいなというふうに思いますし、議会に何も説明をせずということではなしに、十分理解していただくという意味で3月に提案をしたかったものを4月に延ばし、4月には、まだなかなかいろいろとご議論いただいた中で高いというようなことで、その根拠になるものを提示させていただいて、きょうに至ってるということでございます。

それから5,400万円というのは、あれは今の建ったところが新築されたときに5,400万円で、それを坪に直すと40万円ぐらいになるということで、あれはどっちかいいますと、それこそ工房ですので、普通の住宅とかそういうのとは違いまして、中が割合がらんどうになったような格好ですから、そういう意味では新築といえども安く建ったのではないかと思いますし、それらを改築するとなると一定の費用はかかってくるというふうに思いますけれども、今あるもので十分手を入れることによって、耐震とかそれは古いですから当然ですがけれども、使い勝手の面であまり支障がないということですし、そうした意味で今回あそこの場所を介護予防サービスとして利用していこうということでございます。

おっしゃるとおりこれからの計画の中に、どこでもプランについては、できれば19年、20年度で仕上げたいというふうに考えておりますので、まず保健センターを改修する、

そういうことをお認めいただきましたし、順次これを今回は提案させていただいて、ある程度、話し合いで成り立つ加畑さん、そして福祉応援団、そして町というふうな中で一定の合意ができましたので、議会上げさせていただいたということでございます。

今後についても、岩滝にも同じものをするを計画しておりますし、できれば1つ1つ順次この2年間の間に、ここに上がっております内容については進めていきたいと思っておりますので。その前段でいろいろと思い違い、あるいは説明不足、また若干間違ってお理解いただいているのではないかなと、我々自身も不安に思うところもあるんですけれども、その辺を本日の議会あたりで明確にさせていただいて、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えしたいと思います。

午前中、図面の件で少しご質問があって、ご説明をさせていただいたところなんですが、この図面の話については、話のやりとりではなかなかご理解を得られることが難しいんだというふうに思います。

これは境界そのものが確定しないとか、あやふやという意味じゃなくて、公図上であらわすと測ったような図面にはなっていないということがありますが、当然、きちとした測量図はありますので、境界については杭があろうとなかろうと、今でも測量で復元して、境界は確認できるということでもあります。

もう1点は、いわゆる土地の境界としては、測量図を用いながらきちといつでも示せるものがあるんですが、現場が、いわゆる夢織工房が所有しておる土地が、2段になった造成をしたということで、現場が少しその土地の境界の確定図と比べると、見かけ上あやふやな状態になっているという議論があったもので、そのことについては適切な処置が必要ということの議論がありますので、町有地になれば、そういう適切な状況に戻していきたい。

ただ、今現実的に持たれておるのはいわゆる私人ですので、その所有者が2段の形状になっているけれども、そのことについて支障がないということであれば、そのまま使っておられるという形になるだけであって、いわゆる境界が不安定だとか、あやふやだとか、そういうことは一切ございませんので、その辺のご理解をお願いしたいということです。

それからもう1点、午前中に建物の価値を算定するのというご説明をさせていただきました。先ほど町長が言われましたように5,400万円は、当時、建てたときにかけられた費用ということで、それを割り戻しますと約40万円ということですから、木造家屋で40万円なら、そんなにぜいたくな普請ではないなという判断をさせてもらっておりまして、それでなお法定耐用年数等による経過年数から算定します金額が、あの建物の価値が法定耐用年数でいきますと、41%の値打ちということで2,214万円という、価格的には法人税法によって建物の価値算定ができると。ただ、その建物をなお1,200万円で今回取得しようということですから、基本的には新築価格から言いますと、4分の1以下になった価格で取得をするという形で説明をさせていただいたものでございます。

以上です。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいま建設課長からお聞きしたわけですが、こういったものは新築価格

でするんじゃないくて、その用途によっては年月にかかわらず、相当資産価値の低くなることもあります。違うんですか。同じように風雪から耐えるところにあるものと、外にあるものとは、同じ新築でも違いますよね。

つまり買い手と売り手の話ではありますけれども、現在の資産価値で判断するわけですよ。一定のマニュアルは建てられたときの単価から割り出す、それはそれでいいんです。しかし買うときには、そのものがいかに悪いかを現状で判断して決めるわけでしょう。だから今課長がおっしゃっておるのは、私は理解ができません。

それと税務課長にちょっとお尋ねしますが、この三角形の430平米ですね、この斜線が引いてある、この図面の。これは固定資産税はいただいておりましたか、まず、それをお尋ねしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えいたします。

固定資産税につきましては、登記簿上の面積で活用させていただいております。したがって、2筆の土地を合わせました2,399平米につきましては、固定資産税を課税させていただいております。

議 長（糸井満雄）

3 番（上山光正） これでもらっておられたんですか。そうであれば、何でそのときに境界をしっかりと、図面ではしっかりできてますよ、今おっしゃるように。廣野議員が見てこられたら、その平面のここにポイントがあったりすると。これをなぜそきときにちゃんとしたり、こういうときの説明のときにでも、こんな斜線を引いたものを後から提出するんじゃないくて、こういうようになってますでというように処理ができてなかったかということなんです。これはもう過去の人がやっておられるんで、課長には現状では、今は問題ではないですけども、今後はこれは整理をちゃんとしていただきたいというふうに思うわけです。

こういったことを先ほど町長がおっしゃったように、福祉については私ども全部18人は、もう全面的に協力を惜しまずに思ってます。しかし、こういう提案をされる、それから提案までの準備の段階、これが非常にまずいわけですよ。つまりこれ私を感じたところでも、今回が初めてじゃないんですよ。

太田町長はよく野田川町のときにご存じだと思うんですが、小林重敬さんの跡の、あそこを小規模多機能で、野田川町にはもう京都府から補助金が下りて、そして早速でもしようという案件があったと思うんです。ところが、あれが何で没になったかということですね。これは与謝郡福祉会の理事会で、こんなものは採択できんということになったわけで、それはよくご存じだと思うんですわ。

そのときの担当者が今の課長と補佐なんですよ。そして今度は岩滝の介護予防専用デイサービスセンター、これについてもこの地域の皆さんや、それから利用者にも調査もあまりせずに、こうして計画をされとる。それから介護認定を受けるときに必要な医師の診断書、これでも医師との間のトラブルでアウトになっただけですよ。それで当時の委員長の私と森本副委員長と、それから岡田課長とで、医師に何とかリセットしてもらいました。

こういうことを再三にわたって職員はしてきてるわけですよ。だから文教委員会で、あんな、

もしこれが否決になったら、どういう責任をとると、私はそこまで言いました。これはやはり人事の担当の総務課さんですね。どういふつもりで、こういう職員を雇っておられるんですか。高い銭ですよ、これ。この辺は財政課長さんも顔をこうせんと、やっぱりしっかりと考えてもらわんと困るわけです。この辺でやめときますけれども、もう答弁は要りません。

以上です。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

小林議員。

5 番（小林庸夫） 今の議員さんがいろいろとご質問なされましたので、私のわからないところを2、3お尋ねしたいと思います。

今ほども上山議員さんが申されましたように、福祉のことにつきましては、こういった高齢化の時代になっておりますし、私自身も家族の中にそういった者を抱えておまして、何としてでも町を挙げて何とか頑張ってお組んでいただきたいという思いは、いつも思っておることでございます。

しかしながら、言うなればせんだって岩滝の町政懇談会にも行かしてもらって、お話を承ったんですが、町民の方々から出てくる言葉は、一般の町民の方々の厳しい中において、行政もむだなお金を使ってくれるなという声が、強かったように私は印象を受けておるわけでございます。

そういう中で、こういったお金のかからない方法でという町長の思いで、いろいろとお考えいただきまして、このたび提案をいただいたわけでございますが、ちょっと2、3、その中でお尋ねをさせていただきたいと思っております。

せんだって総務委員会で現場を見せていただくという形で、現地に行かせてもらったんですが、建物の中を見せていただきたいと思っておりますも鍵が借りれないというような形で、入ることができなかったわけでございます。先ほども隣に座っておられる産建の委員の方にもお尋ねしましたら、まだ中は見てないということをお申されておられますし、本当にその土地だけを求める形で、上物はもう潰すんだということであれば、何も中に入って見る必要もないと思っておりますけれども、図面もつけていただいておりますように、中も3,000万円もかけてリニューアルをされるという思いでおられるだけに、我々もやはり中も見せていただきたいと。そういったことが、なぜお願いできないものかなと。

これは普通に考えて、売り物件であれば、やっぱり買う方にすれば、どんなことやろうという確認のために見たいと。そういう思いが強いと思うんですが、まずこの点についてどういうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 建物の内部の見学の件でございますが、文教厚生常任委員会では私どもの所管の委員会ということで、中も見させていただきました。

産建の委員会でも現場の方を確認をされたようですが、そのときにお聞きしておりますのは、あえて建物の中まで、必ず見せていただかなければというようなご意見もなかったようでございまして、したがって、外から眺められたということでございます。

それから、せんだっての総務委員会におきましても現場を確認というようなことで、できることなら建物内部もというような思いが、私どもにはあったんですが、所有者の方が東京の方へ出

張されておるといふこともございまして、そういったことならしゃって、その中までといふことの委員会の方からの求めもなかったもんですから、建物を外から見ていただいたといふことにとどまっておるといふ状況でございます。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） そんなこともなかったと思っておりますが、やっぱり中はどうですかと、現場に行かしてもらったときに言ったんですが、そういった鍵を借りてないというような形でした。

普通でしたら当事者の方にしましても、やはり自分の持ち物を行政が買ったろうかといふようなときでしたら、好きなように見てくださいと。生活しておられるんだったら、また語弊もあるかもわかりませんが、鍵でも預けていつでも見てくださいといふのが、そういうオープンであるべきものが、何かすっきりしないと。これは私個人だけじゃなしに、どなたも何かすっきりしないといふような、そういう思いでおられる方が多いんじゃないかと思っておるといふことでございます。きょうでも無理ですか、見せていただくのは。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） その件につきましては、議会の途中で建物の見学をということにつきまして、そのようなお願いを所有者にしておりますので、議長の方からそういうような所有者に対して求めがあるようでしたら、所有者の方がどのように判断をされるかということにつきましては、今お答えすることはできないという状況でございます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1つ加畑さんとの食い違いの中に、先ほどいみじくも小林議員さんの方から、町が買ったろうかといふような言葉が出たんですけども、町は買ったろうかという立場ではなしに、お譲りくださいという立場ですので、その辺の理解が、やはり何となく加畑さんの方にもいってるのではないかなといふふうな。お互いに、どっちが主導権じゃなしに、お互いの合意の上でその話を進めてきたという経過でございますので、このことを町もなぜこの5月中にということになるかと言いますと、やはり3月と申してたんを4月に延ばしてくれ、4月に延ばしてたんを、今度は5月末に延ばしてほしいといふふうになりましたので、加畑さんしてみたら町も信用できないといふか、また裏切るんかといふようなこともあろうかと思うんです。それでそうしたことも含めて、そういうお気持ちになっておられる。今回できるかどうかわかりませんが、ちょっとその辺の食い違いがあるんではなからうかなといふ気がするんですけども、何かいらんことを言ったような感じですけども、ちょっとそういうふうに感じましたので、その辺のところのご理解をいただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） ただいま町長からもお言葉がありましたので、関連することですのでお尋ねするんですが、いわゆる5月中という。せんだって、議運の中でもちょっと申し上げたんですが、来月、目前に定例会が控えておりますのに、いわゆる先様の事情によって今月中ということになった。

なぜあと1週間なり2週間なり、そういうことのお願いができなかったのかどうか。町側とされても、こういう福祉のことは僕も早くスタートしていただきたいと思っておりますけれども、仮にスタートが半月遅れても、1カ月遅れても、そういった緊急事態の施設でもございませぬし、そ

ういふなれば、あえてこういった臨時議会まで持たれてされなければならないという、そういう重みですね、その辺のことがもうひとつ理解できない思いがあるんですが、どうしてもあの建物でなかったらいかんという、本当の町側の熱い思いですね。そういったものは何があるのかと。私たちの心に訴える何があるか。

先ほども各議員さんへの説明で、大体ことはお聞きいたしておりますけれども、本当に我々からすれば、先様の都合に合わせて行政が動いてるといふか、上手に表現できませんけれども、そういったように理解されるわけでございますが、そのことについてちょっと町長の思いを。何遍も同じことで申しわけないんですけれども、お答えをいただきたいと思ひます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 何回も同じ答えになるんですけれども、本来は3月末に結論を出すというふうな方向で言っておりましたのが、現在に至ったということですし、向こうさんの方の会社も、5月末が決算期だということもございました。ですからそういう思いもあって、今年度中にひとつあの建物を処分したいという思いで、早くに売りに出されたんだというふうに思ひますし、その売りに出されたのを町が目をつけたと言ひますか、先ほど来申し上げているような、単にリハビリをするだけではなしに、いろんな相乗効果があるんじゃないかということ。また現実として、要介護1、2、それから要支援の方たちも町内でも結構たくさんおいでになりますので、それらの人が少しでも早く予防、介護のそうした施設ができることによって、1日でも早くそうしたことが取り組めるかなという思いもあひますし、延びてきたというタイムリミットが5月末ということになってますので、できるだけ約束を違えると言ひますか、町もそういう思いできましたので、この5月中に何とか結論を出したいと。早く向こうさんも結論を出してくれと、だめであるんなら次にまた考えなければならないこともあろうかと思ひますので、向こうの都合だけではなしに、やはりこちらの都合で延ばしてきたということもござひますので、それらも勘案して、ぜひこの機会にお願いをしたいということござひます。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 先方さんの法人を閉じたいというのひ、こういった決算期というひやうなことが主たるやうなことでござひますが、年度をまたひでも別段法人を解散なされやうと思ひても、いつでもできることだと思ひますし、そういったことの担当、こういったプランニングを立てられた職員さんは、非常にいろんなご苦勞の中で、そういう苦勞は多と評価させていただくわけござひますが、何とかそういった話し合ひができなかつたものかどうか、いわゆる定例会まで待てなかつたかどうかという形のことを、岡田課長にちょっと教えてほしいと思ひます。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

私らも6月に定例会が開催をされるというひことは承知しておりますので、そういう面で、その定例会まで待てただけなひだらうかというひやうなお話はさせていただきます。

ただ、先ほども町長も申し上げましたやうに昨年の12月の段階において、町の方に譲っていただきたいという申し入れをしております。それから半年余り、町の方の整理ができなひからというひやうな格好で、ずるずると引張つてまいりましたので、いよいよ所有者の方も、いつまでこのことを言うておるんだというひやうなことで、非常に町に対する不信感と言ひますか、不満と

いますか、そういったものが蓄積をしてきたということも言えるだろうというふうに思っております。

したがって、5月末がもう限界だということで、最後通告と言いますか、そのようなことを言われました。6月ということなら、もう白紙に戻すというようなことではなかったので、町としましては、あの物件を取得することによって、あの近辺のにぎわいでありまして、活性化でありますとか、それから、この介護予防のデイサービスが非常に例のないような、そういったような取り組みができるんじゃないかというような期待感もございまして、今回、定例会を待たずして提案をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 次に、あの土地の価格に関連することでお尋ねするんですが、平成3年に土地造成をなされたということをお聞きしたんですが、平成4年に第1回の販売で10件余りの売却ができて、それが今坪当たり2万6,500円だということで、粗造成であったと。そういう状況であったがために、購入された方が土地造成をなされた。その土地造成に、これは今回の議案とは関係ないんですけども、単価の件でちょっと関連するのでお尋ねするんですが。

900万円余り使われたということをお聞きしたんですが、730坪の土地に単純に考えて900万円の工事というのはどんな工事かなと。いわゆる石垣が積んであるわけでもございせんし、その辺のことがちょっと合点がいきかねるんでございまして、山崎建設課長、当時の商工観光課が知りませんが、現状の写真が何かでもございましたら、粗造成というのはどの程度のことであって、本当に家が建つまでのことができてなかったのか。あるいはその当時、10件売却されたその10件の方々、この当事者を除いて9件の方々も、それぞれ土地造成にお金を投入されたのか。その辺のことを、ちょっとお尋ね申し上げたいと思っております。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

写真がなかなか見つからないので、示させていただくことができないということで申しわけないんですが、いわゆる造成にかかります図面ですねはあります。それを見ていただくと、午前中にご説明させていただきましたように、あそこはいわゆる日本冶金の用地でして、戦争中は宿舎等があったということで、いわゆる段々畑状に石垣がずっと畑の広さ並みぐらいにあったということがあります。

言いましたように敷地内、売り面積部分には、できるだけ手をつけんといてくれということがありましたので、町が整備したのは周回する町道、それから水路、それから汚水をリフレの下まで引いとるわけですが、汚水については配管して集合させてリフレの下へ下ろしとるということがあります。

それから施設内に、区画からできるだけ取りやすい位置にということで、水道を配管しております。当然、水道施設が工芸の里の上にあるというわけですけども、工芸の里全体とリフレ部分を合わせると施設整備が必要だったということがありまして、そういうのに国の補助金等を入れながら整備しました。

実際の売る面積というのには、できるだけ手をつけんと安く売ってくれということがありましたので、工事費全体については一定町がかけた工事費にそういう国の補助金とか府の補助金。

府の補助金は、1個は企業立地補助金という形で、造成工事に対する補助金を京都府から取ってきた。その要件は、いわゆる定住される方が5人以上になるように、あるいは企業ですと、雇用と考えられる人が5人以上ふえるような形で造成して分譲したら、京都府から2,000万円補助金をいただいたということで、たしか京都府の立地補助金は、あの土地が初めてだったと思うんですが、そういう補助金をいただきました。そういう補助金を全部抜いて、後のかかった経費はすべてオンしまして、売り面積で割った分が2万6,500円。

夢織工房は700坪もありまして、相当程度の段差、あるいは石垣もあったでしょうし、そこそこの木も生えてましたということがありますので、900万円がほんまに900万円かどうか、僕はあずかり知らんことなんです。全く夢織工房と造成業者との契約だったということで、一定程度の費用がかかったということは聞きましたが、900万円かどうかは確認していません。

そういう意味から言いますと、ほかの売り面積もそこそこ、それぞれ小さい面積の方もありますので、ブルを走らされたりという形の造成を、敷地造成はやられたというふうには認識しております。

以上です。

議 長(糸井満雄) 小林議員。

5 番(小林庸夫) 大体想像はつきますし、見当はわかりました。最終に販売されました3万8,000円という金額には、こういった造成費に900万円という形のことが、割り算しますとそれぐらいの金額になるわけですが、本当に900万円の工事ということを思いますと、相当な工事であろうなということを想像できるんですが、過去のことですし、見ておりませんのでわかりませんけれども、そういった疑問符も原価につきましても感じるわけですが。

それからもう1つ、これは仮に購入されるという形のことによって、リニューアルされてからのことですが、その先のことですので、詳しいことはわからないかと思いますが、いわゆるその建物を福祉応援団にお貸しになることについて、無料でお貸しになるのか、あるいは月々幾らとかというようなこと、そういった思いをお持ちなのか、ひとつその辺のことをお聞きしたいと思いますけど。

議 長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えをいたします。

この建物を取得いたしまして、そして改修等を行って、いよいよデイサービスセンターとして活用をするというときには、指定管理者制度にのっとって丹後福祉応援団の方を指定していきたいというように考えております。

ただ、指定管理の場合につきましては、指定管理料を払って無償というようなものもございませぬし、それから指定管理料は払わずして無償で貸し付けをしておるといようなものもあるかというように思っております。

その中で丹後福祉応援団としては、自分の事業展開の中での採算のこともございませぬけれども、そういった中では多くは賃料としては払えないけれども、それを無償でという考えではないということはお聞きしております。まだ具体的に、じゃあ賃借料をどのようにしていくかということについては決めておりませぬけれども、今の福祉応援団での事業での積算でいきますと、月額

5万円程度は可能かなというようにはお聞きをしておるという状況でございます。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） それでは、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ここで休憩を入れます。2時45分まで休憩をいたします。

それでは休憩をいたします。

（休憩 午後2時26分）

（再開 午後2時45分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） それでは、今回の介護予防デイサービスとともに工芸の里の問題も含めて、いろいろと答弁をいただいておりますが、再度残っている部分もあると思いますので、質問させていただきます。

まず、今回のこの提案は、工芸の里につくるということでの、さまざまな問題や特徴があるというふうに理解しています。それは1点は、やっぱり町が開発して今も残土があって事業は継続している、こういう状態にあるということですね、工芸の里が、このところは非常に大きな問題だというふうに思っています。

こういう点では、先ほど初めの部分で廣野議員が指摘をされましたが、この要綱との関連性。この部分で、やはり私も少なくともこういう形で提案されるまでに要綱の見直し、これはされるべきだったのではないかというふうに思っています。今までの答弁を聞いていますと、既に入っておられる方で、対象でない形に転売されているだとか、それから現在の要綱の方向で、今回の施設についても対象にということで、見直しというお考えも既にあったというふうな中で、そこまで至らずに提案されているというふうなことが今までの答弁だったというふうに思うんですが、そういう点で、まず1点目に確認をしておきます。

私は先ほど言いましたように、町が開発して事業を行っているわけですから、個人の方がどういふ転売をされたり、今持っておられる方が今後どういふ形にされていくか。こういう問題と、町としての責任、この問題とやはり明確に区別する必要がある。だからその要綱を現状のまま、町がこういう形で対象にもしないのであれば、提案するわけにはいかない。この点で見直しは絶対必要だということを以前にも指摘をしました。

そこで明確にさせていただきたいのは、見直しをするという答弁がありました。その内容も方向性も答弁がありました。そういう内容で見て商工観光課長にご質問しますが、その見直し方向、内容から見れば、今回の予防介護のデイサービスの施設は、その対象になるというふうに理解しておられるのかどうかということが1点。

それからその見直しというのは、いつまでにされるのか。答弁を聞いていますと、もう十分整理ができる状態ではないかなというふうに思っていますが、そういう点も期日も明確にさせていただきたい。

そして、それはやはりもう取得しようということになっているわけですから、行政の立場とし

では、早急にする必要があるというふうに思っていますが、それについてはいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えしたいと思います。

この要綱改正の問題につきましては、若干私の方の考え方に皆さんと相違があったのではないかなというところで随分反省をしてるわけでございますけれども、この問題が発覚いたしました段階で、町が買うとかどうするかということではなくて、この物件が第三者に一般売買されるということを確認しましたのは、私どもは新町になってからでございます。そのときには屋敷内に看板がかかっておりまして、販売地といいますが、売買をするというような看板も上がってましたので、そういうことも含めて、また今後のことも含めまして、この運営会の代表であります会長さんのところへ足を運びながら、こういう現実が生まれてきているということを申し上げてまいりました。

確かに10年特約も切れて、こういうことが起きてくるんだろうなというような話の中で、今後どうしていくんだろうという部分も含めて、町も新町になったばかりなんで皆さんのお知恵を借りながら、進めていきたいんだという話をさせていただきました。

その10年という部分も重なり合ひまして、現状と全体を踏査したときに、やはり会長さんの思いとしては、現実合った形の中で進めていかんとしゃあないなというような意見もございまして、私どもはその段階で未分譲地と、それから既に入村をされた一定の条件をクリアされて入られた方であっても、その時点で転売をされる方については、いったん区分けをして考えてしまったという部分がございます。

したがって町が行う事業の中で、町が新たにそういう物件であっても買いに入ることにいついてどうなのかということと言われますと、きちっとそのあたりをまとめて現状の要綱もその時点で整理をしたらよかったです。先ほどから何回も申し上げますように、未分譲について今後活性化を図るために窓口を広くして、条件を広くして、もうぜひとも入っていただく形を委員長さんとも話をしながら、もう少し内容を拡大していこうという話をしました。

それから、その物件を町が買いに入ることにつきましても、そのことについては町の思いとして、その地域を活性化させる、また共存させるということであれば、町の考え方に特に大きく反論をするものではないという形の中で、きょうまで推移をしてまいりました。

その間で私どもは未分譲地について、どういうふうな窓口をもっと門戸が開けて取り組むかということをもっと調整をしてきております。その中で朝にも申し上げましたが、直接的な入村条件ではなくて、もう少し広い枠をもって間接的にでもこの地域が活性するなら、地元の入村者の方もそれを望んでおられますので、そういった形の要綱改正を行っていききたい。

ただ完全に、まだ十数名の方が、ここで工芸の里を守っていこうという気持ちはございますので、そういうものを大切にしながら未分譲地も含め活性化を図れるという観点から考えておりますので、要綱改正につきましては、その話もさせていただいておりますので、できるだけ早くお示しをして、これは告示行為ということでございますので、町長の判断も仰ぎながらきちっと示していきたいという考えを持っております。時期的にいつかということでございますが、これはもう一度地域の方に持って話ができれば、未分譲についての窓口を広くすることについての要綱改正ができますので、もう大至急行っていききたいというふうに思っております。いつということ

につきましては、流れとしてそういう形で、できる限り早くこの行為を行っていきたいというふうに思っております。

それからこの事業が対象になるかというご質問でございますが、基本的には今の要綱で言いますと、非常にハードルが高いという考え方を持っております。そういうことも含めて、未分譲も含めて、そういう形をとっていきたいというふうに思っておりますが、この物件について今の要綱では、非常にハードルが高いというふうに思いますけれども、公共性が高いという部分で、また地域の活性化をするという意味では、私はその部分は共通しているんじゃないかというふうに思っておりますので、例えば江山文庫にしましても、あそこに建設がされております。広義的な考え方を持てば、やはり文化という部分でくられたんじゃないかなと、これはあくまでも想像でございますが、そういった意味を持って公共的に広くここの部分が活性化する意味では、要綱に直接当てはまるということではないんですが、そのあたりの思いとしては、工芸の里の建設の思いと同等な考え方は私は持っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 現在の要綱に照らしてという問いをしているんじゃないです。もう見直されようとしているわけですね。その見直されようとしている要綱に照らしてということを知っているんです。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） そういう意味合いでございますと、今、私どもが検討しております内容につきましては、先ほど触れましたように直接的なものではなくて、入村に関しては間接的なことであっても、ここの工芸の里がにぎわう、活性化する、公共的な思いも含めた部分であれば、該当するような形の要綱改正を行っていきたいというふうに考えしております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 私は旧加悦町のときに、蕪村だとか、それから与謝野鉄幹だとか、細井和喜蔵とか、加悦町が非常にそういう文化の香りの高い町としているんな歴史がある。そういう特徴を生かしてこういう工芸の里もつくられて、非常にいい取り組みだというふうに思っていました。

したがって、合併してから話に出ているようないろんな困難があるということは理解をしましたが、基本的にやはりそういうほかの地域にはない、特徴のある地域として、引き続き取り組んでいただきたい、活性化していただきたいというふうに期待を持っています。

そういう点では、売れ残っている土地というのは、単に今問題になっています財政負担の問題だけでなく、この地域の活性化という点では、その土地が売れて新しい人に入っていただいでこそ、言われているように活性化につながるわけで、新たに日々と言いますか、やはりそういう目で見直ししながら、前進させていただきたいというふうに期待を持っています。

先ほどありましたように、そういう点ではそういう特徴のある地域として、継続しながら活性化につなげていくという、その施設として今回のデイサービス。福祉ではあっても、それにふさわしい施設ということでの特徴のある施設にするということが、大きな特徴になっているというふうに思っています、今回提案されている内容は、

そこで2つ目に質問しますが、その特色ある、ほかの地域ではできないデイサービス、この点についても答弁がありました。そしてそれがただ単に、そこでデイサービスがしたいということ

だけでなく、あの地域の活性化に役立てたいというお話もありました。この点について既に回答もされているわけですが、もう少し具体的にお聞きがしたいというふうに思います。

かつて旧野田川町のときに虹ヶ丘をつくるときに、まさにその当時にはない特徴のある施設をつくられました。当時は、大部屋でないと認められないのを個室にしたわけですね。そのための費用がかさむ部分がありました。しかし先進的に取り組んだことで、まさに町の福祉の活性化といえますか、先進的な福祉の取り組みをしたという経験もあります。

そういう高いところから見て、今度の予防介護のデイサービス、どの辺の位置を目指して取り組みがされようと町長はされているのか。その辺は重なる部分もあるだろうと思いますが、もう一度お聞きします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど来、申し上げておりますけれども例えば福祉の里も、やはりその地域の人がその施設にかかわって、いろんな雇用の場が生まれる。あるいは食材あたりも近くで買うことによって、経済的波及効果も生まれたというようなことで、活性化が生まれたというふうに思っております。

ここの今度取り組もうとされております福祉応援団の方も、非常にそうした先進的な考え方をお持ちですし、我々もそのことについては思うところがあるわけですが、例えば工芸の里でいろいろとつくられているテーブルだとか、そういう木工製品、あるいは陶器なんかでも、施設の方でそうしたものを日常的に使っていくように、購入をして使っていくというようなこと。

あるいは先ほども出ておりましたけれども、ハーブ園を今地元の方にお世話になってしておられるのが、ちょっと下火になってますので、そうした農場的なものを借り上げて、そこでハーブを育て、そのできたハーブを今度はパン工房あたりの食材の1つにする。

あるいは、そうしてでき上がったパンを今度は施設に買い取ってもらう、あるいはリフレの里で食してもらおうというように、あそこにあるいろんな工房や施設が、お互いにリンクしたような形で、この介護デイサービスの施設だけではなしに、そうしたお互いの協働によって助け合う中で、それぞれの役割を果たしていけるというふうな、そうした方向性を出しておられます。

それらは近いからこそできることであって、そうした意味ではあそこでの介護デイサービス、予防サービスというのは、単にリハビリをするだけではなしに、そこへ通う人たちの生きがいになったり、精神的な面でのリハビリができるんじゃないかという、そういう効果も期待しておりますし、そのことによって要介護1、2、あるいは要支援の人たちが、それ以上に重度にならない、むしろよくなってくような方向になることによって、より身近で、自分たちに合ったそういう支援が受けられる。

今はもう重度の人も軽い人もみんな一緒に対応してられる。法人の方も、なかなかそれに的確に、そういう一人一人に対応できないのが、そういうことを分けることによって、軽い方に対するそういう予防という立場から支援ができるというような、そういうことにもなりますし、むしろそのことは介護保険料にも、医療費を無料化にして、できるだけ早く早期発見、早期治療をすると同じように、できるだけ早い時期にそうしたリハビリ、精神的な面も含めてのリハビリを受けることによって、豊かなそういう生きがいを持ったそうした活動が、できるんじゃないかというふうに考えております。

ほかにもいろいろとあると思いますけれども、先ほどどういうふうな形で見直していくかということについては、あそこの運営委員会の委員長さんが、前回、私は直接お会いしてませんけれども、課長等に言われてたのは、京都の西山にアトリエ村というのがあって、そしてそこで自由に皆さんが創作活動をしたり制作活動をしてる。そういうふうになったらいいのになんていうことを、その入村者の会長さんがおっしゃってありました。

なるほどなと思ったんですけれども、やはり今の要綱の中では、おおむねそのことによって生計を立てていくというような縛りがあって、なかなか現実はその状況になっていない。そうであるなら、そういう要綱の見直しをすることによって、入村してる方も楽しみながら指導していく。自分たちが教えることによって、入村者の方たちにも生きがい生まれてくる。今寂れて、だれも人が来ないような状況の中ではなしに、お互いに協力し合って指導したりする中で、いろんな制作をしていくということが非常にいいんじゃないかなと思うのと、いろんな取り組みが恐らくされるだろうと思いますが、当初のここの町の産業である織物業、そうしたことに携わった経験のあるお年寄りがたくさんおいでになると思いますので、手機等のそうしたもので、自分のオリジナルの作品をつくるというようなことだと、いろんな発想の中で、いろんな教室ができるんじゃないかなというふうに期待しております。

そうしたことをぜひやっていきたいという、そういう法人でございますので、私はその法人にここの場所を任せて、我々が理想と思っておりますそうしたことに協力していただける。また、その主導者として頑張ってもらえることをぜひ期待してるわけでございます。目に見えたどうという、そのことはできないでしょうけども、恐らくこうした豊かな自然の中での生活は決してマイナスにはならない、プラスになることの方が多いうように確信をしております。そうしたことでの取り組みをしていきたい。ですから、その要綱についても早急に、いつまでだということですが、できるだけ早く見直したい。

それと1つやっぱり問題は、今もう既に手放された、当初の転売をされた方もおられます。その人たちに、どこまでいってもこの要綱を変えましても、もうその要綱は縛りがかからないわけですから、その辺のところをどうするかということは、非常に問題になるところかというふうに思いますが、アトリエというのを辞書で引いてみますと、もともとは大工さんだとか石屋さんの、そういう作業所という意味だったんですけれども、それが彫刻だとか、それからデザイナーだとか、そしていろんなそうした工芸家とか、そういう人たちの作業所としての位置づけがされて、写真もそうだと思いますけれども、写真のスタジオなんかでそこでされる。制作や創作の場となっているところを、アトリエというふうにフランス語で言われているということになっていますので。

一番初めに戻りますけれども、西山の方にあるのと同じような格好になったらいいのになんていうようなことが、まさしくあそこの場所に当てはまるんじゃないかと思います。単なる技術やそういうものだけではなしに文芸的なもの、あるいは学芸的なもの、恐らく江山文庫あたりもそういうことになると思いますので、もう少しその辺を枠を広げて考えられるような要綱を、つくっていききたいというふうに思っております。あちこち行きましたけれども、ご理解をよろしく願います。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 福祉課長に質問します。

今町長から、特に工芸の里で展開する特色について詳しく述べていただきまして、その点については私も非常に、そういう展開が可能だということは理解ができます。

もう一方の本来の介護予防デイサービスのあり方、今までのデイサービスとは違う特徴ですね、この辺については町長が答弁で言われましたが、私は非常に難しい現実には課題だというふうに理解しています。

そもそもこれは介護保険の改悪の中で国が特別養護老人ホームを、待機者がこれだけいるのにつくらなかったり、要介護1や2の介護サービスを削っていく、そういう中で生み出されたものなんです。だから、どこから見ても簡単なことではないんだと思うんです。

そういう点では、今回だからこういうデイサービスということではまずいと。与謝野町の新しい介護予防デイサービスの変わらん特徴、理念だということが必要だと思うんです。それは今後ほかの地域でもつくるわけですから、ほかの地域は工芸の里につくるわけじゃないですから、今後の介護予防デイサービス、どこで展開するについても、こういう形で取り組んでいくという、そういう理念。と同時に、今回はNPO法人に運営していただくわけですけれども、それでうまくいくという、そんな簡単なものではないと思っていますので、現実には始まった後でも日々、工芸の里と同じように検討しながら前進させるというのは、町にとっても重要な課題だと思っていますが、この辺の町の姿勢について福祉課長のお考えをお聞きします。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

やはり地域との連携、そういったものが今後の事業展開をするに当たっては、どんな施設でも必要だろうというように考えております。

したがってそういう面では、またほかの場所につきましては、特にそういうようなところまで検討ができておりませんが、この介護予防デイサービスセンターをモデル的な地域と、それから事業というような位置づけにしまして、そういった面で他の地域においても地域との連携が図れるような、そういった介護予防デイサービスセンターを実施をしていきたいというように考えておりますし、また、小規模多機能居宅介護施設等につきましても、そういったことで、やはり地域のご理解なり連携、そういったものが、今後必ず重要になってくるというように考えておりますので、そういった部分では十分にそのあたりを町も方針を立てながら、また、そこで運営をしていただく法人等とも調整をしながら、進めていきたいというように考えております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 今回の提案は工芸の里ならではの、そこでしかできないデイサービスをという提案なわけですから、1つ確認しておきたいんですが、先ほどから出てるように残地があるわけですね。そこでは展開できないということなのかどうか、この点はいかがですか。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

残地で事業展開ができないかということですが、やはりあそこの工芸の里として希望される方に売却をしていこうということで事業が始まっております。したがって、要綱等の

見直し、そういったことも関連してくるわけですが、やはりそれが町の財産として売却ができるという、また売却がしやすくなるような要綱改正ということも商工観光課の方で検討をしていただくということでございますので、そういった部分では残地の土地につきましても町が一定購入をしたということでございますので、そういったものについては希望される方に売っていくというような方向で、考えていただければいいんじゃないかというように考えております。

ただ、そこでしゃってできないのかということになりますと、周囲との連携を図りながらということで、初期の目的を達成するには、他の残地でも可能であるというようには思っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 福祉課長に聞いたのは福祉の問題について聞いたんで、工芸の里のあり方ではないと思うんですが、町長に再度確認するんですが、残っている土地を有効に使うということ、活性化させていくということは先ほど言いましたように、これも真剣に取り組んでいただきたいと。本来の工芸の里としては無理かもしれないけども、ほかの土地とは違う魅力のある土地として取り組んでいただきたいというように思っています。

そういう点も含めて、今回の土地を購入されるということになると、問題になっています上の土地ですね、これはどういうことになるのか、これもデイサービスを運営するのに必要なのか。そういう問題も含めて、工芸の里でやりたいという提案の中で、どうしてもこの土地だということについて、ほかの土地ではということも含めて、もう一度町長のお考えをお聞きします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 工芸の里も先ほど来、出ますように、非常に要綱についてはハードルが高いという中で要綱を見直していくと。それと、今までにもなかなか宣伝が行き届いていなかったという点もあるでしょうし、今後については、やっぱり与謝野町としてあの工芸の里を売り出していくということが必要かというふうに思っています。

上の土地につきましても数年前と言いますが、大分前に、いったんあそこの土地を購入をしたいという方が、こちらのご出身の方のようですけども、都会におられて、今度退職をして、そうした工芸の里で、いろんな活動がしたいというような方もおられるやにもお聞きしてます。ですから、まだまだこういう団塊の世代がふえていく中で、自分のいろんな創作活動や、そういう制作をしていく場所として、そういうところを目指しておられる方は結構あるんじゃないかというふうな思いも持っています。

ですから、まずはそうした要綱を見直す中で、やはりそうしたことを訴えていく、PRしていくということを努力しながら、また、その中でいろんな問題が出てくるかもわかりませんが、そのときそのときの、あそこの場所をどんどんと福祉の里のように広げていくという、そういった考え方は、今のところはございませんので、本来の趣旨にできるだけ沿うような形で、購入する方もこちらも一定の話ができるような形で進めていくことを、まず考えていきたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 明確にご答弁いただきたいんですが、購入したいという土地の上になっている土地については、もし購入されたら売却したいということなのか、デイサービスの方で利用したい

ということなのか、今の時点のお考えはどうなんですか。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 介護予防デイサービスセンターとしての土地の活用の件についてのみ、お答えを
したいというように思います。

それで今現状の土地、上のまだ未売却の土地があるわけですが、そこに約430平方メートル
があるということではございますが、その430平米につきましては、今、介護予防デイサービ
スセンターとして利用するという考えは持っておりません。したがって、現状のままでも有効
な活用を図っていきたいというように考えております。

したがって、そういうことから考えますと、その430平米については、もし上の土地と
して購入をしたいというような話がまとまるようであれば、そちらの方で処分を考えて
いただけたらどうかというように、福祉課としては考えております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 今の件について商工観光課長は、どのようにお考えでしょうか。

現在ある土地と地続きになる土地が加わるということで、面積が広がります。そういう中で、
販売の面で有効だと考えるのかどうなのか、その点についての考えをお聞きます。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

福祉課との調整の中でこの形が整えば、有効活用という部分では私どもの所管の方で、残地と
うまく全体を見直しながら、うまく分譲ができる形で取り組みたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） そういうふうにすることが有効だということですね。

それで3つ目に、この価格の問題がいろんな議員から出されています。そこでお聞きしたいの
は、残っている土地が約3,400平米ある。この土地については今回鑑定されたわけですが、
予定どおりの価格で今後も売られるのか。一番最初に言いましたが、個人が売買されるならとも
かく、町が今も事業として売ろうとしている土地ですから、町が買うのにこっち側は安く買って、
こっちは高く売るといふようなことは、どうなのかなというふうにも私は思っているわけですが、
その点についてのお考えはいただでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

基本的には現在、私どもが13年から引き継いでおります単価、3万8,000円という金額
をベースにしたいというふうに考えておまして、その中で場所的な部分も見ながら、最終的に
細かい部分は見ていかならんというふうに思いますが、基準単価は3万8,000円で進めて
いきたいという考え方を持っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 最後に、町長に質問します。

今回のこの件についてさまざまな意見や、そして異論も出てきているというふうに思っていま
す。先ほど言われましたように、今までにない予防介護のデイサービスをやるということです
から、いろんな困難は当然出てくる、わからない部分も失敗する面も出てくるんだろうというふ

うに思います。

提案されているこの土地を買う、建物を買う。そのことについて議員としては、本当に必要なのか、高いのではないかという、これは率直な意見だというふうに思います。そういう点では、これは今までの委員会の中で出ていたように、そういう意見は出てきているわけで、議員の中から。その上で今回提案されているわけですから、この価格に見合う費用対効果、あるいはサービスの提供が本当にできるのかどうか。やりたいというその決意、あるいは理念、やはりそこが提案者として一番大事なところではないかなというふうに思っています。

先ほど言いましたように虹ヶ丘をつくるときにも、そういう形で取り組まれた。結果、多くのところから視察が来られる。そういう福祉の町だと、野田川町がといわれる取り組みとして成功しました。

しかし、今回のこの介護サービスについては、先ほど言いましたようにそれとは違った、言うのは簡単ですが、非常に難しい面がいっぱいあるというふうに理解しています。そういう点で、この予防介護サービスだけではうまくいかない。12月議会で質問したと思いますが、先進地では特養ホームなどの施設だけで対応するんじゃなくて、まち全体をそういう高齢者や障害者の介護をしていく施設として、そして住まいを基本に取り組んでいくと。公営の住宅をどんどんつくって、そしてヘルパーなどの職員が、特に女性の職員が勤務時間や費用なども、それとして成り立つようなところでやっていくということが取り組まれています。

今回こういう形で本気でやろうと思えば、やはりその辺の高い理念から日々見ていくということがないと、これは町の問題ですよ、NPOの問題じゃないですよ。町としての姿勢と、ほかのところは同じNPOがするとは限らないわけで、大事ではないかなというふうに思っています。

とりわけて多くの不安が出されているわけですから、それにこたえる、価格に見合う、費用対効果のさせる、そういうものとしての今回提案されているその思い、最後にありましたら、ぜひお聞きをしておきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 虹ヶ丘でも、あそこの施設の考え方の理念というのはホームのようなまち、まちのようなホームということが、1つの理念でございました。

ここも工芸の里とは言うものの、いろんな方たちが出入りする場所でもありますし、そうしたことも含めて考えますと、当たり前前の生活が当たり前前にできるような、これは宿泊施設ではありませんけれども、そうした一時でもそういう人間らしい生活が送れるようなコンセプトでもって、法人の方もやっていこうと思っておられるようでし、また、与謝野町の全福祉法人、あるいはその他のNPOの皆さん方の考え方もそうした思い、与謝野町は福祉のまちだというふうなそういう思いを、お互いに確認し合ったというか、そういう思いでおられますし、その名に恥じないような形で、単なる1点の施設改修だけではなしに、これが一番初めにも言いましたように面として、与謝野町全体の中の福祉のレベルアップが図れるように、これはお互いに、町もですし、携わっていただく福祉法人やNPOもですし、一番もとにあります、やっぱり住民の方たちの理解や協力や支援がないと、こういったことは成り立ちませんので、それらを含めて今回打ち出しておりますプランについても、十分住民の皆さんに理解していただけるようなことも含めて、やってまいりたいというふうに考えております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかにも。

谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） それでは、たくさんのいろいろなご質問が出ましたけども、その質問の中に、特に私ちょっとその質問を通じて、1つ疑問点がわいてきましたので、その点についてちょっとご質問したいなというように思っております。

私は委員会のおきに何回かお聞きしたんですけども、今回、加畑兼四郎さんがあの土地を売却されると、こういうこととなります。その中で、お聞きした中では、過去10年間あそこにおられたと。そういうことで10年過ぎたら、旧加悦町との特約条項から外れて一応フリーハンドになると、こういうぐあいにお聞きしておりました。その点は間違いないかどうか、まずその点についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

そのとおりで、そういうふうに私も理解をしております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 今盛んに議論されてますけども、例えば入村される時の要綱とか、そういうものを今いろんなやりとりがあったと思うんですけど、私は今のお話を聞きますと、出られるときにはどなたに売ってもよろしいと、こういう条件が10年後にはつくわけですね。ということは、新しい方には制約できるけども、10年たったならフリーハンドですから、売り主は当然高い方に売りたいと、高い値段をつけた方に売りたいと、こう思うのが当たり前でして、だから要綱要綱と言っても、実際にあの一带でそういうことがなされることのできるのかどうか。まずその点についても、ちょっとお伺いしたいなというぐあいに思っています。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

朝の質問からずっと申し上げておりますけれども、1名を除いて10年を経過した方ばかりでございます。ですから今のご質問のとおり、最終的には本人さんの思いで所有権転売等ができるわけですが、その間と言いますか、道義的と言いますか、これは運営会のお話の中では、やはり引き続き頑張ってやりたいという方が現在おられますので、そういう方との連携を図って、できるだけ現状を続けていきたいという思いはお話をしておりますけれども、転売するという話になったときに強制はできないという形の中で、話し合いはさせていただいております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） そういうことはあくまでも理想的な話でありまして、先ほど言いましたように出られる方は、様にお金に困って出られるとは言いませんけれども、売り側としては、当然高い人を買ってほしいというのは当たり前でして、これがどなたさまになるうが、こちら側としては制約できないと。そういう話ですから、工芸の里の理念をつくったって10年たったならフリーハンドですから、だれに売ってもいいわけですから、地域エリアを守ろうと言ってもなかなか難しいんじゃないかなと、私は具体的にそう思うんですけど、そうではないんでしょうかね。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

そのとおりで、現実的には非常に難しい。10年たった現在では、なかなかそのことを確実に継続していくということについては、非常に担保的なものがなくなるというのが現実でございますけれども、そういった中で継続していくという部分は思っておりますけど、結論的には言われるとおり、理想だと言われれば、そのとおりでありますけれども、思いとしてはそういう気持ちで、与謝野町におきましては運営会の皆さんとは協議をさせていただいてるということですから、その中で、またそういうことが起きた段階で、全くフリーでなくて私どもと調整をしながら、継続できるような形を整えたいという、これも理想かもわかりませんが、思いはあるということでございます。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 産建の議論の中でもあったんですが、その要綱と、現実に今買い戻し特約が切れた用地を今福祉施設にするという課題なんですが、いわゆる残地については、そういう要綱を持つおなじ町が、買い戻し特約が切れた用地を買うときにだけは、そういう要綱にあることを無視して、そういう福祉施設を建ててええのかどうかという議論が出ましたので、それは今売り物件になっている用地を町が買いにいくときにも、残地について入村の要綱を見直しながら、売り物件を買いにいくのと同じような要件で、入村の要綱についても、見直しをかけるのかということがありますので、その売り物件を買いにいくのと、新しい残地に対する入村条件の見直しを同時に、並行してやっておるという形になっております。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 何回でも言うようですが、今回の加畑さんのケースにしてもそうだと思うんですね。例えば不動産屋さんにご依頼をされるということですから、不動産屋さんにご依頼をされてるところは、恐らく加畑さんもここに書いてありますように、染色とか陶器とかそういうものをやる人に限らないと売れませんよなんて言っておられませんか、多分。理想的な価格で買っていただくことがあったら売りますということで、値段提示はしてあると思うんですよ。

だからそういうことですから、売り主に対して行政側が制約したりすることは、ほとんどできないと思うんですね。そういうことができるんですか、今の話では。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えします。

そういうことはできないですね。できないですから、町が福祉施設として買うという商談ができるということになりますが、片側では入村要綱を持つ町が、そういう福祉施設に使うということの買い方をしてええのかという議論がありましたら、その加畑さんの物件を買うということの中では、入村の要件も見直した方がいいんじゃないかという考え方で、入村要綱と並行して動くということで、入村要綱を変えていくことが、今回の売り物件を買うことと直接つながることではないということなんです。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） ほとんどやっぱりそういうことになるだろうと思うんですね。こちら側で売ることに対する条件づけをする場合は、このケースについては、ほとんどもう町が全部買わなあか

んのと違うかなと、こういうぐあいの話になってくると思うんですね、いろんな制約をつければ、こういう条件でないと売ったらあきませんよというような条件をつければ、ほとんど町か全部買わなあかんのかなと、こういうぐあいに私は思うんですけれども。

その点につきましては、私も工芸の里をできればああいう理念で、あのまま置いていただくことが一番いいというぐあいに思うんですけれども、やはりここは先ほど言ったような売りの関係もありますから一定の線を引く、そういう必要性が、要綱についてもそうですけど、十分あるんじゃないかなというような気がするんですね。その点について、町長はどうお考えになっているかお聞きをします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど野村議員さんでしたか、若干お答えいたしましたけれども、新しく入村、ここには加悦工芸の里入村に関する要綱しかないですよ、離村に対する要綱は何にもないんですね。だからその辺のところをやはりどういう格好にするかというのが、先ほど言いましたように難しい問題だろうというふうに思うんで、今は理想に対する要綱がありませんから、好きにと言うたらおかしいですけど、転売にかけられたりすることが可能になってますね。だから、そこまで離村のときにどうするかということも、やはりこれはきっちりと要綱で決める必要があると思いますので、この入村のことを例えば事前に町に言うてほしいとか、それがかなうか、かなわないかわかりませんが、ある日突然、後で競売にかかったらいいなんていうことでは、ちょっとこれはやっぱり入村の厳しい要綱とは、何か不釣り合いな格好での話になりますので、やっぱりその辺も入村のときに、きちっと離村されるときのそういう手続上の問題だとかということも、一定の整理の必要が私はあると思いますので、それらも含めて考えたいということでございます。

ですから入村のことだけを考えるなら、すぐにでもできるんですけれども、離村をされること等も、やはりこれは皆さんとも論議せんならん部分もあるかと思えますし、入っている方たちの思いもやはり、初めはそうでなかったじゃないかということもあると思いますので、その辺はもう少し、見直しには時間がかかるかなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 何回でも言うようなんですけども、離村の方に対していろんな条件をつけるのは、ほとんどもう私は無理ではないかなと。事前にお聞きすることもできるかわかりませんが、それはお金に困って離村されるのか、そうでないのかは定かではないですけども、しかしながら、もう何千万円というお金ですから、大変必要性に応じて離村されるんだろうというふうに思うんで、その辺のところは需要と供給のバランスで、当然、高い方に売られるのは、何ぼこちらの理想にはまったとこと、はまってないところが2件あっても、売り手としては高いところに売りたいと、こういうことでしょうから、なかなかそれは難しいんじゃないかなというぐあいに思っております。

だから先ほど言いましたように、1回この工芸の里のことに關してある一定の線引きが、もう当然やっぱりこれは必要ではないかなというふうに私は思っております。理想を掲げるのは非常に大事なことですけども、いろんなケースを考え、将来いろんなことが考えられますから、当然その含みも入れて長い目で見通していただきたいというぐあいに思っております。

それと先ほど行政が資産を取得する場合、町民の皆さんにどういったメリットがあるのかとい

うことを、当然考えなければならぬと、こういうふうに思うんですね。そういった意味では介護予防とか、医療費の抑制につながるものですから、それなりに効果があるということで、町民福祉の向上に歳費の抑制が図られるという意味では、非常に効果があるのではないかなというぐあいに思っております。

ただ、産建の委員会で私が聞きましたら、それはとってもやないけど数字ではじき出せるものではないと、こういうぐあいにおっしゃられたので、それもそうかなというぐあいに思います。

しかしながら、これはちょっと言い過ぎかもわかりませんが、月5万円の家賃をいただいて、年間60万円で、7,000万円が何年かかって償却できるのかなということを考えれば、当然先ほど言ったように医療費の抑制というのがありますよ、それはとても大きいだろうと思うんですけど。

そんなこんなで考えてみたら、やっぱり私は以前に一般質問をさせていただいたときに、事業の評価システムの導入をされたらどうですかというようなことを、1回質問させていただいたことがあります。これは各自治体の市町村で、やられているところもたくさんあるみたいですけど、素人じゃなしに民間の方も入られて事業評価委員会などをつくられて、この事業についての妥当性でありますとか、将来にわたってどれぐらいの効果が出てくるのかというようなことを検討していただく機関でありますけども、私はぜひこういう委員会があればかけていただきたい、このように思うんですね。

だから早急に、この事業評価委員会なるものを、私の一般質問の中でも町長は答弁の中で、設置したいというぐあいにおっしゃられたというように記憶をいたしております。そういう意味で、ぜひ検討をお願いしたいなというぐあいに思っておりますけど、町長のお考えをお聞きしたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 前段の転売されるような土地についての縛りということにつきましては、おっしゃるとおり非常に難しいと思います。やはり個人の財産、それをどう処分するか。その理由も後継者がいないということが大きな悩みですので、お金があるなしではなくて、その後あそこに入って、継続していくということが難しいというようなことも現実の問題としてありますし、いったん持たれた財産をどう処分されるかについての縛りは、大変難しいかと思えます。

ただ、ある日突然、知らない間にということにならないような、やっぱり事前のそういう話を、町に対しても聞かせていただくというようなことも必要かなというふうに思います。状況として、そのときに入村したい人があるかもわかりませんが、どういう状況かは把握はできませんけれども、何らかの方法で情報を町も知り得るような、そういう方法だけはとっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それから今の評価システムの件ですけれども、取り組んでいきたいというふうには考えております。町独自でということもありますけれども、京都府なんかのそうした指導の中で、していただけるような案件もございますので、ちょっと企画財政課長の方から後で答弁してもらったらと思いますけれども、今すぐということについて、やはりどういうことを考えていこうかということあたりもしなきゃいけないんですけど、今はとりあえず企画財政課の方もいろんな計画策定でバタバタしておりまして、総合計画だけではなしに交通のあり方、あるいは情報化のあり方

等々、町の大本になりますところ辺の計画策定に、町民の皆さんも一緒になって今策定中がございますので、すぐにといいことはできませんけれども、そういったことについては、やはり第三者の目でチェックできる方法は大事だというふうに思っておりますし、そうした方向で進めていきたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 事業評価システムの導入につきましては、どこのまちでも懸案になっているところがございます。一度、旧町時代でございますけれども、京都府の方から募集がありまして、その検討会を始めようやということで、1人職員を出しておったことがあるわけですが、ちょっと途中で中座しております。昨年の4月から、特別会計も含めたような連結決算において、町の財政の指数をあらわしていくと、こういうように変わりつつありまして、その中でこういった事業評価システムといったものの導入は必至だろうというふうに思っております。

いつからそれを導入するということは決めておりませんが、当然のこととして、その導入準備を進めていかなければならないというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） ぜひとも早急に立ち上げていただいて、本当に1銭も税金をむだに遣うことのないように事業を進めていっていただきたいと、このように思っております。

終わります。

議 長（糸井満雄） それでは、ここで休憩に入ります。

4時まで休憩いたします。

（休憩 午後3時45分）

（再開 午後4時00分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑をお受けいたします。

井田議員。

9番（井田義之） それでは2、3質問させていただきたいというふうに思います。

先ほどからいろんな質問なり答弁が出ております。町長の言われる工芸の里において、将来的な福祉施設への展望、この件については何ら私も異議はありません。

ただ、きょうまでの手法に対して、私自身が理解できてない部分がありますので、その点を質問させていただきたいというふうに思います。

まず、きょうの臨時会までに、いわゆる26日に工芸の運営会が開かれるということが1つの大きなポイントになって、28日という日が決められたんじゃないかなというふうにも私自身は感じておりましたけれども、運営会の内容、いわゆる今後の工芸の里に町としてどういう方針なのか、運営会の方はどこまで、どういう格好で理解をしていただき、また協力がいただけるのか、その点についての答弁をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

ご質問のとおり26日に工芸の里運営会が開催されまして、副町長以下、私、それから主幹、それから担当の職員、担当が4月からかわりましたので、その関係も含め今後円滑な運営、キャ

ッチボールをしていくということも含め、紹介も含めて参加をしました。

そういった中で大きな柱として2つ、1つは今後のご指摘のとおり、工芸の里のあり方についてが1つでございます。もう1つは、福祉の構想についての考え方をご報告させていただいたということでございます。

この件につきましては、既に運営会の会長さんであります福岡さんの方には、きょうまでの経過としてずっと報告をしてきておりますので、一定報告の形になったわけでございますけれども、後先になります、福祉構想につきましては先ほどの答弁の中で申し上げましたとおり、この里がにぎわい、活性化、あるいはこの入村されています運営会の力を借りながら、そこで共存が図れるなら町が買うことについては、特に何も言うことはないということでございます。

もう1つは、今後の工芸の里のあり方でございますけれども、非常に入村者の方もいろんな形で今頑張っておられるのが現状であります。朝からの質問の中でも答えてきましたけれども、後継者がもういない方、あるいはここに住居を置いていない、京阪神の方に住所を置いておられて、不定期的にここに来られてものづくりをしておられるとか、いろんな状況がございまして、今後この先は理想はあるものの、現実的にはいつどうなるのかわからないのが現実というようなことを承っております。

そういった中で、今回の福祉構想とあわせて、にぎやかになれば非常にありがたいし、それに対してできることは協力を惜しまないというところでまとまったと言いますか、意見をいただいて、その中にある行政としましては一緒に存続ができるような形で、お互い今以上にキャッチボールをするとともに、未分譲地でありますあと5区画につきましても、規制緩和の中で現在の入村者とうまく歩調が取れて地域がにぎわうような形になるよう、町としても要綱の見直しをしていただいて、また、そういう中でキャッチボールをしていきたいというところで、ご意見をいただいて帰ってまいったのが現状でございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 次に、先ほどから出ておりますいわゆる工芸の里の今後のあり方というのか、現状を踏まえてですけれども、3月の全員協議会での説明があり、その中での質問の中で、先ほど谷口議員が言われたような、いわゆる福祉の里としてあそこに入ることと、いわゆる工芸の里の現状の要綱とのギャップですよね。それがあの中で、町がなぜ最初にそれを破るような、そら一部の転売は既にあったということなんだけれども、一番大きいポイント、一番広い土地に、町がその要綱に入っていないことで入っていくと。

10年特約云々という話もありました。だけど、そのためには工芸の里に対する一定の整理をして、そして説明をいただいてから本会議に提案をしていただくというようなことが、3月16日の全員協議会ではあったというふうに、私はここにメモ書きをしております。全員協議会は議事録はありませんので、私の間違いだったらどうか分かりませんが、そういう質問もあったという中で、なぜそのことが整理をされずに、また町としての方針が今まだ整理ができていないけれども、こういう格好でということのピチツとした、いや、それはできるんですけど、できるんですけど、ちょっといろいろということやなしに、はっきりした産建委員会からも出てる文書をもって、きょうあたりは出していただけるのかなというふうに思うんですけど、そのできなかった、やらなかったのか、再度答弁を簡単をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えをいたします。

全協の引き継ぎの部分につきましては、私自身が先ほどの答弁の中で申し上げましたとおり、運営会の思いを先に重要視と言いますが、それを頭の中に描きながら動いておりましたので、その中で、ギャップが出てきたんだというふうに私も反省しております。

それから要綱を整理せずということにつきましては、その部分で取り違えがあったのかなというふうに思います。

それからもう1つ、産建の中でありました経過、それから現状、そして総括につきましては、一定、運営会の会長さんとはキャッチボールしたものの、やはり思いとして、町の思いをきちっと伝えられるような形の中で整理をした上で、それを運営会の中でのまとめとして受けとめた中で、一定の考え方を述べてきましたので、それをもちつてその後、産建の方には提出をしていくという流れでありましたので、一定これで文書でもって報告ができるというふうに思いますが、文書を出さずに、きょうの中でご理解をいただければ、非常にありがたいというような思いを持って臨んでおるところでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 運営会のことについては、運営会の尊重ということは当然大事だし、そこで協議をしながらの部分はいっぱいあるというふうに思いますので、今、太田課長が言われるようなあれだと思わすけれども、ただ、先ほどの代表の方とは、もう既にすり合わせをしているのか、いろいろと話しておったんで、町の思いを伝えたら大体OKだったというようなことだったので、やっぱり向こうさんが待っておられるのは、町の方針はどうかということ、町が今後どうされるんだということを向こうの方は待っておられる。だから、そこで町の考え方をやっぱりしっかりと、きょうは最初に提案理由の中でも説明が必要でなかったかなというふうに思っております。これはこれでもう結構です。

それで今度は土地の件ですけれども、私はあの土地のいわゆる境界とかいろいろな部分について、本当に何かだんだんわからなくなって、先ほど建設課長に当時の図面はないのかと言いましたら、当時の図面がしっかりとあります。そういうものがありながら、税務課の図面だと言うて出てきていただいて、そしてその後、私たち委員会では大体500平米ぐらいは上の土地に食い込んでるんです。そして結果として配付されたのが、430平米という状態ですね。

しっかりと当時の図面、現況からこういうようにならなくなって、こういうようにつくりましたと。工芸の里の用地は、こういうようにならなくなったというのがあるのに、なぜその図面を一番最初から、去年の5月から協議されておるんですよ。そしたら例えば福祉課になかったって、建設課にあるか、産業課にあるか、図面があるわけですね、しっかりと図面があったわけでしょう。その辺が何で出てこずに、今になって、本会議の2、3日前になって、実は境界はこうなんですというようなものが配られる。皆さんは一緒になって取り組まれたんでしょ、この問題については、個々でやったわけですか、岡田課長が一人で進められたんですか。

そういうことをやっぱりしっかりと庁舎が一丸となって町長のもとでやるんだしたら、我々にそんな途中で資料の差し替えをせんならんとか、だから皆さんが言うておられるように私自身も、なぜ5月31日に慌ててせんならんのかと。そういう整理をしっかりとされた中で議会に、3月

19日の全員協議会のことをしっかりと頭に入れながら、その改善策について。値段のことについても出ました。こうこうこう努力をしたと。土地のことについても、こうこうこう努力をしたという結果を示しながら、議会の同意を求めるのが筋じゃないかなというふうに思っております。

ここの図面でも、私はますますだんだんわからなくなっていくんですけども、この1658の16、この図面の、道路もそうですね。これその他雑種地になっとるんだね。これが今度買うところに当てはまるのかどうかわからんのやけども、これ雑種地なんですね。その上の1682の2は、途中から公衆用道路になっとるんだね、公衆用道路。何でここは雑種地のままで、途中から道路に登記されておるのか。どなたでも結構です。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） これは登記のときの地目の設定だというふうに思っておりますが、この1658の16の雑種地と1682の2の公衆用道路の差がどこにあったのかということは、現在もう少し調べさせていただかないということがあります。その上にあります1682の4は、ちょっと斜めになっとる。これは江山文庫と、それからその下の土地にあります通路です、1658の11も通路です。そういう部分では、登記をするときに登記官に言わずと、その現況がそういう現況になってないと地目が設定できん。

例えば一番上にあります1658の13というのは、これはイベント広場という形で使っていますが、いわゆる宅地の形状をしていますが、建物が建たと宅地にならん。登記簿上では宅地として登記官は登記してくれないという状況がありましたので、当時その登記を進める中で、その雑種地と公衆用道路の使い分けをどうしたかというのが少し不明ですので、これはちょっと調べてみたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 町道に認定するのに、町道の認定の基準内に入ってなかったということなのかどうかわかりませんが、この1682の2、途中から途中までだけが公衆用道路、あとは雑種地。そしてこの図面がつくられたのが、作成日付、平成19年2月7日。ところが、全部与謝郡加悦町になっとるんですね、与謝野町に変わったらんわけですね。これ税務課の図面ですね。こういうもんを議会に出していただくときには、やっぱり行政なりにきっちりと整理したものを、出していただくと。そうしなければ我々はもう不利にされると、こういうことはやっぱり困ります。

それから、ついでに言うておきますけれども、結局従来の図面で斜線を入れない部分で2,399平米、この430平米を加えると、課長、計算されましたか。私の言うのは2,399平米だけでも面積を測ったら、これに430平米を加えたら、この500分の1の図面から言うとオーバーをいたしますよということ。ちょっと測ってみてください、建設課はプロですので面積計算をしてください。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） この前回作成しております図面については、多分、航空写真等から形を割り出して、張り付けるもんだらうというふうに思っております。測量図そのものはきちっとありますので、1658の10に値する面積は、この斜線の430平米を含んだものとして測量図は現存し

ておりますので、この図面から面積を割り出すというのは、ちょっといびつな形にもなってますから面積的には計算上、その登記簿面積が出てくるということはないんだろうというふうに思っておりますので、ご了解をお願いします。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） この図面がええかげんかどうかは、それはもう私にもわかりません。ただ、私たち文教厚生委員会では岡田課長が、500平米ほど上の土地にまだありますと。上の土地の分も500平米ほど含めんならんですという話でした。ところが、これが配られてきたら430平米。この図面で430平米、500分の1で測ったら433平米です、合うとるんです、これ。この斜線の部分だけ合うとるんです、きっちり、計算したら合うとるんです、測ったら。だから、そうするとあとの図面も合うとるんかなと私は思います。あとの図面を大体測ったらオーバーするんです、両方合わせたら。

だからこういうええかげんなものを出さずに、先ほど言いましたように実測の図面があるんですね、課長の手元に。それをなぜ議会に出さなかったのかということで、私はますます迷路に入ってしまったておりますよということを、休憩中にも申し上げとったということでございます。もうこれで結構です。

4,000万円と3,000万円、7,000万円ですけれども、先ほど何か、どなたの質問で、どなたが答弁いただいたのかわからんですけれども、その改造費については、できるだけ早いことを予算計上して、4,000万円も土地開発基金に返してというような答弁があったようにちらっと、ちょっと私の記憶が定かでないんですが、そういう答弁をいただいた方の答弁をちょっとお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

私の方から課長の提案説明として、いったん土地開発基金でもって購入をし、そして事業展開をするに当たって改修等を行う場合には、その土地開発基金から買い戻しをいたしまして、その予算と改修費と一緒に予算計上をさせていただきたいというようにご説明を申し上げました。

9 番（井田義之） 時期的なことは何もなかった。

福祉課長（岡田康利） 私どもといたしましては、やはりこれは非常に重要なデイサービスセンターの位置づけというふうに思っておりますので、できるだけ早く買い戻しなり改修費用を、予算計上していきたいというように考えておりますけれども、まだその点につきましては理事者、あるいは財政担当課と十分に、その時期についてはまだ調整ができておりません。ただ、私どもの意向といたしましては、できる限り予算を確保していただいて取り組みたいというように考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私の聞き違いだったように思います。と言いますのは、私はできるだけ早いことという意味を、19年度中に各種借金を返されるんかなというふうに思っておりましたので、それで私が文教厚生委員会で聞かせていただきましたときには、もう19年度になるかもわからんというように聞いておりましたので、また委員会と3日ほどの間に、方向が変わってしまったかなというようなことを思いましたので、ちょっと改めて質問をさせていただいたということです。

それから次に今回、去年の5月から協議をされながら、先ほど上山委員長が言われたように、我々には最近になって委員会の中での協議をいただいたと、急に説明をいただいたということなんですけれども、その説明の中で5月31日にけじめをつけなければならないというのは、委員会の中では、この前の議会前の委員会だけです。3月がきりだったんだ、4月がきりだったんだ、5月が3度目の正直で、もうこれ以上はだめなんだというような説明も委員会の中でもありません。この間初めて、議運を18日に開いてください。28日に臨時議会をしてくださいというときに、初めてそのことを議長とともに担当者から聞きました。3月19日の全員協議会の中では、そういうようないろいろな問題が、先ほど皆さんが言われとるような問題が提起をされて、当然整理をされて、次に説明があるんだらうということで、本会議の3月定例会のときにも私が町長に、あえてこのことについては再度説明なり、いろいろな協議をさせていただく機会があるんでしょねと念を押させていただきました。

だけどもこの本会議は、もう協議ではありません。ノーかイエスカみなに答えなさいという機会です。質問はなんぼでもしなさい。イエスカノーかは決めて答えなさいと。こちらの要望については、野村議員が先ほどきばって今後の展望を言われましたけれども、その辺についてはうまいことやましようというぐらいのことで。

全員協議会で出ておりました。工芸の里の一定の整理をされた中で今後進んだらどうですか。7,000万円については少し高いと思いますけれども、交渉の余地はないんですかというようなことは、もう見解の相違ですべて終わらして、何ら議会として3月19日の日に全員協議会の中で申し上げることが、何一つ生かされてないと。あの日の全員協議会は、何のためにあったのかなということをお自身は感じております。

ほかにもまだ言いたいこともありますけれども、これをおもちまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） ほかに。

森本議員。

- 14番（森本敏軌） それでは、もう既に多くの方が質問されましたので、手短にお尋ねしたいというふうに思いますが、今回のこの施設の建物の購入の件に関しては、福祉空間整備ということで大変重要な問題ですし、これは待たなしの事業だというふうに思っていて、この点については重々もう早急にやらなければならないというふうな認識は持っているところでありますけれども、若干今までの質疑の中で釈然としない点がありますので、お尋ねをいたしたいというふうに思うんですが、まず1点、価格の問題等についても非常にいろいろと行政側の方から説明もあって、納得をする面もあるんですが、ちょっと境界の部分も含めて釈然としない部分が残っていると、私は認識をいたしております。

それでお尋ねしたいのは1点、先ほどからこの工芸の里の位置づけの問題について、お尋ねをいたしたいと思うんですが、これちょっと資料をみますと、この工芸の里が整備されたときの計画の背景とねらいということで、加悦町産業振興の一環として伝統工芸産業の集積地を創出し、後継者の育成、異業種交流、新製品開発の促進を図り、ものづくりを体験する場を提供する。雄大な大江山の麓、恵まれた自然の中で、町の伝統産業との連携、共存を図りながら、新たな産業展開の可能性を広げ、町の活性化につなげるということで、この工芸の里が開発されたという

ことで、山崎課長がおっしゃいましたように順次分譲が始まり、入村が始まりして、きょうに至っているというふうに思っているわけですが、その間、当時は課長のおっしゃるようにバブル期で、非常にそういった思いも強かったと思うんですが、時代の変化の中でだんだん衰退をしてきて、きょうの状況に至ると。

その中で10年たったらフリーハンドで、先ほどの質問にもありましたけれども、後は自由だというふうなことがあるわけですが、この要綱を見ますと決してそうではなくて、これはまだまだ位置づけというのは、工芸の里としての位置づけは十分にあるというふうに思っておるんですが、この点の解釈をもう一度お尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

午前中にも説明させていただきましたが、基本的に当時加悦町が工芸の里をつくろう、そのために施設整備をしよう、そこで工芸家を募ろうという話でなくて、いわゆるそういう京都から加畑さんを中心に、あるいは夢織工房メンバー以外で言いますと、神戸の方からも大阪の方からもメンバーが一定程度の人数が集まりまして、販売までに平成3年、4年ぐらいには、毎月1回土曜日に皆がわざわざ寄られまして、現場を見たりしながら、こういう形で里整備をしようということで、計画段階では、ほとんど今の現状の用地は埋まるような形で、計画をずっとつくってきました。

その中では、町については一定程度のインフラの整備はしてほしいと。あとは自分らでやりたいということで、午前中にも言いました町道整備、それから水道の整備、それから污水管の整備をメインに町はやりましたが、それ以外の経費、測量をします、それからコンサルに計画図を書かせています。そういうのも含めて全部売り単価に乗せるということで、売った単価が2万6,500円。用地買収費については、当時、日本冶金から平米800円か1,000円で買いました。800円か1,000円で買った土地やで、できるだけ安くしてくれと言われたんですが、計画をコンサル委託もしましたし、それから造成整備も町でした分もありましたから、その分については全部単価に乗せてという形で進んでまいりました。

毎月1回の土曜日に寄っていただいたときに、彼らは一生懸命この工芸の里を、どうやったら発展させるかという議論は、いわゆる喧々諤々とやられてました。その中で一定資料として出てる工芸の里構想というのを彼らがつくりました。そういう形で、何とか荒れ野だったあの土地を町が開発して、民間のメンバーで発展させるような行動と言いますか、活動をしようということで、彼ら自身が一定体験もできるような施設にしようぜと。条件にあるようなことは、町というよりも彼ら自身が発想をしながら、そういう構想を立てました。

今度売る段になったら残念ながらもう引き上げられて、残地が出ることになったということがあります。そのときに残地ですから、町が所有するという形になりました。本来なら組合でもつくってもらって、組合で持ってもらってもよかったんですが、町の財産になりました。そこではええかげんなものを入れてもらったら困るでということで、入村要綱についても一定程度、彼らがほぼ決めたことなんです。こういう条件で次に来るやつには、そういう条件を付した条件で入れてくれよということでつくった入村要綱です。その辺については、先ほど太田課長が言いまし

たように、一定程度入村者の今の思惑を判断しないと、入村要綱そのものを町が設定したものでないですから、大きくぶらすということにはなかなかありませんでしたので、先ほどの5月26日の運営会の結論を待って、その要綱をさわっていくという結論を出したんだろうというふうに思っております。そういうような形があります。

今度は所有権移転登記をするときに、みんなが途中で事業を失敗したというって、ええかげんなとこへ簡単に売ったらあかへんぞとかが言って皆で話しとるわけです。できれば永久的に、そういう縛りをかけていくような方法はないかということ、計画の段階で彼らの方が言いました。

いろいろ調べて、永久的に買い戻し特約がつけれるかどうかというのを調べたところ、民法上か財産の権利をどこまで縛れるかということ、いわゆる10年で買い戻しの特約というのは、10年の期間が最長ですということがありましたので、最長の買い戻し特約の登記を付ける登記費用も彼ら持ちで登記を付けて、売買契約を締結したということでもあります。

基本的には、簡単にはフリーハンドになるとかというよりも、事業そのものは工芸の里構想でみんなが納得するんですけども、ある種の事情、例えば相続でもそうだと思うんですが、工芸家を買ったとしても、子供の代になったらわしはできへんと言われたら、もうそこまでだなという話は当初からやっておりました。当時の町長は、いろんな工芸の里というのは、あそこらに全国にもありましたので、例えば加賀の方へ行くとガラス館があって、ガラスの工芸ができるやつを呼んで来て、見せ物にして土産を買っていただいてという形もありましたし、それから飛騨の方に行くと、全くインフラ整備できてないところへ木工の連中が何人が住み着いて、後からインフラ整備を追っかけておるとい施設もありました。

ちょうどたまたま加悦の工芸の里は、お互いに一定程度のインフラ整備をしながら、自助努力で工芸の里を皆で目指していくという形で、うまいこと合うたという感じがありましたので、ああいう整備の仕方をしたということでありまして、ここへきて大きく町の思いはこういう構想で、こういう目的を持って、一定きょうまでの現状を振り返って総括をすることは大切なことなんです、一定そういう状況にありましたので、どうしてもない部分は将来出てくるなという想像のもとに、買い戻し特約も10年が最長ということでありましたので、その後どういう動きをされても仕方がないんですけども、一定程度入村者同士で縛り合っていただけという思いもありましたので。今の現状は随分違ってきてますが、そういう思いでつくってますので、当時は土地もよく上がりましたので、簡単に登記のための転売を許さないということもなんです、永久的にみんなが同じ職種で続いていくという想定は、なかなかしにくかったという側面があります。

答えになっとるかどうかわからんですけど、その買い戻し特約については、10年しか縛れなんだということがありますし、それから後は好きなようにしてもいいということではなくて、買い戻しの特約の意味は、10年間の間にもととの約束事と違うことをしたら町が買い戻しますよという特約なんであって、私がどうしてもないから町に買ってくれという特約じゃなくて、ある意味で罰則条文、自分が10年間の間に約束事を守れなったら、町は当時の売り単価で買い戻しますよという制約条文で、それは10年しか持てなんだということなんです。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 4 番（森本敏軌） そのことはよくわかるんですが、この要綱の入村資格というのが第3条に4項ほ

ど書いてあるんですね。これを見とると、やっぱりだれでもいいというわけの今の答弁ではなかったと思いますけれども、これはあくまでやっぱり工芸に関した方が、入村するべきだということがうたってあると思うんです。この縛りは私は抜けたらんというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） その要綱の縛りはいわゆる残地、空き土地については今でも縛ってます、今でもそういう要綱です。

ただ、この間の5月26日の運営会との話し合いの中で、もう一定程度、本来は運営会というか、入村者がこういう条件を付したやつでないに入れてもらったら困るでというような要綱だったんですが、今この時代になると、1件については競売にかかっているような物件も出てきた。あるいは今回の土地で言いますと、売り物件ということで不動産屋の看板が上がるような土地が出てきた。もうそういうことも含めて、これだけの入村の要綱に示すような条件をいつまでも引きずるのはまずいなという彼らが言ったから、今度は要綱の変更にもっていけるということになるだろうというふうに思っておりますので、今現在その要綱は、空いてる土地を買うときには、その要綱は生きておるといことなんです。今度の売り物件を、今度町が買うということとは直接関係ないんですが、先ほどの議論にもありましたように、町がそういう空き地にはそういう要綱を持ちながら、いわゆる転売の部分については、ええかげんな買い方をしてもええんかということをおっしゃられましたので、いや、両方見直すということをお答えしとるといことなんですけれども。

議長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） どうも釈然とせんのですが、空き地についてはこの要綱が適用して、10年たって第三者に違う方に売られて、入村するときはいいという判断ですか、そんなら。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） たまたま今回は転売されるという売り物件が、町が買おうとしているから議論がややこしくなっているんですが、町以外の方のだれかに売られたとしても、どうしようもないという、町の方としてはとめることも、制限することもできないということをお申し上げとるといことなんです。

議長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） ちょっとこれはかみ合わない、私の考えとちょっと違うようで、やっぱりこの要綱からいくと、私は第三者が入村される場合でも、この入村要綱には私は当てはまるというふうに認識をしております、今回こうして福祉施設にかわろうとしているんですが、やはり順序として、この要綱をまず緩和して、それからこの案件を私は出していただくべきだったというふうに思います。

以上をお申し上げて終わります。

議長（糸井満雄） ほかに。

今田議員。

13番（今田博文） それでは議論も大分進んでおまして、時間も経過をしておりますので、手短かに質問させていただきたいというふうに思います。

今回の夢織工房を町が買い取って、福祉の施設として使いたいという構想でありますけれども、今、森本議員の答弁を聞いて、何となくわかったなというふうに思ったんですが、これは平成4年に入村をされたということで、10年以上たっている施設だということで、その一定の入村契約といえますか、入村のときの縛りが解けた施設であるということだろうというふうに思うんですね。だから今回は、だれが買おうといい。そこに町がたまたまという言い方はおかしいかわからんですが、そういう話があって買いに行ったと、こういうふうに理解をしたらいいんですかね。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 現在のことで、私の方から答弁させていただきますが、そのとおりでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 確かにそうなんですが、普通、一般的に町民の皆さんが見られても横に町の土地、いわゆる町有地があるわけですね。今の入村のあれがあるわけですが、普通考えたら自分の土地がそこにあるのに、なぜわざわざ隣の土地を買って、しかも総額7,000万円をかけて、そこを福祉の施設に使いたいという構想を持たれるのか。そこは町民の皆さんから見られても、大きな私は疑問だというふうに思うんですね。そこを必ず買わなければならない理由というのがあるんなら、それはそうでしょうけれども、そんな理由は先ほどからずっと午前中から答弁を聞いておっても、そこのところは私はわかりません。

ですからいろんなご意見が出ており、いわゆる要綱を改正してからというふうなことが出ておりますけれども、それが一応順序だろうと私は思うんですね。その門戸を広げておく。福祉の施設がいいのか、どこまで広げるのがいいのか、そこは議論の余地がありますけれども、もう少しその角度を広くしておいて、こういった施設なり、あるいはこういう事業展開をしていくというのが、私は筋だろうというふうに思っております。

そういった意味では、いろんな議員から朝から出ておりますように、順序が違ったのではないかというふうに思っております。そこは指摘をしておきたいというふうに思うんですが、7,000万円もかけて施設をされるということですが、この上に835平米、またその上にも800平米を超えるような町の土地があるわけですが、この事業展開でどれぐらいの用地が要するというふうに考えておられるのでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 先ほどご質問にもお答えをいたしました、2,399平米のうち、この430平米につきましては上の段の土地にくっついておるということでございますので、これを除きました現状の土地2,000平米弱の中で、事業展開を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） いやいや、それは下の広場が1,900平米ぐらいあるから、そういう答弁をされたんだろうというふうに思うんですが、その今回の事業展開をされるようと思うと建物も要ります、駐車場も要ります。そういうことを総合的に勘案しますと、どれぐらいの用地が必要なんですかというふうにお尋ねしたんです。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まだ具体的に丹後福祉応援団ともどういった事業展開を行っていくかということについて、きっちり固まったわけではございません。したがって、屋内で事業展開をする部分、あるいは屋外で事業展開をする部分、それぞれこういった事業を展開することによって、介護予防に結びついていくという思いで、今そういった計画をしておるという段階でございますので、実際にこの事業を行っていくに当たりましては、その事業展開いかんによっては、ここでの土地だけでは不足する可能性も出てくるのではないかなというように考えております。

例えばハーブの栽培等を申し上げましたが、もう少しハーブの栽培につきましても拡大をしていこうということで、リフレかや、あるいはケーキ工房等と調整ができますれば、近くの農地等を借り上げて、そこでハーブ栽培なんかも行っていくということになっていくだろうというように思いますし、まだ今の段階でどうだということですが、これだけの土地があれば一定の駐車場も確保ができるということですが、建物440平米余りで、それなりの事業展開もできるというように見込んでおるところでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

13番（今田博文） いろんな構想をお持ちなわけですが、今課長から答弁があったように、ハーブまでつくるんだというふうなことがあったわけですが、坪3万8,000円の土地を買ってハーブをつくる。そんなことをせんかって周りに農地はいっぱいあるわけですから、今借りるという話もありましたけれども、今は借地でそれぐらいの面積なんか、農家の方に申し出れば十分貸していただけるというふうに思います。ですから、建物と駐車場だけあったらいいんでしょう、そうでしょう。いわゆる要支援ですから、自分で車で来られるようなことも、恐らくないんだろうというふうに思うんですね。ですから迎えに行く、送っていく、こういうことでその施設の事業展開を図られるわけですから、そのいわゆる勤めておられるお方の駐車場と、ちょっとした広場があれば、十分そんなもん事業展開というのはできていくだろうというふうに思います。

もう少し詰めてないということでもありますけれども、そこはもう少し詰めていただいて、これぐらいの面積が要るからここを選択したんだとか、そういう1つの形と言いますか、理念と言いますか、そういうものも必要ではなかったんかなというふうに思っております。

いろいろと申し上げておりますけれども、私はこの空間整備事業、今回の事業展開、いろんなそば打ち体験だとか、ケーキをつくりたいとか、ハーブをつくりたいとか、いろいろと話が出ておりますけれども、このことに決して異を唱えるものではございません。しかし、今回のこういった提案については釈然としない。もう少し先ほど申しあげましたように要綱を整理する、あるいは面積はこれぐらい要るからここを買ったんだというぐらいのびちっとした行政の姿勢、そういうものが必要ではないかなというふうに思っております。

それから、もう1点お尋ねをするわけですが、今お考えの今回の工芸村の施設、それから小規模多機能ということで、今、与謝地域に展開をされつつある、そういう施設があるわけですが、どちらもしわゆるいろんな福祉の関係のお手伝いをいただいて、今回は福祉応援団の方に応援をしていただくという構想があるわけですが、こういう構想の中で、今回はすべて町が手当てをしよう。土地も建物も改造費も全部手当てをして、月5万円程度で借りていただきたいという

ひとつの思いを持っておられるわけでございますけれども、今回の提案はこれですが、次の展開、小規模多機能も含めて、次々とそういう事業展開があるわけですが、行政のスタンスとしては、行政が土地も手当てし建物もつくと。そして一定のいわゆる利用料と言いますか、借地料と言いますか、そういうものをいただいて、運営をしていただくんだというふうな基本スタンスに立っておられるのかどうか、そこをお尋ねします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

地域福祉空間整備の中で、いろんな事業展開をしていきたいということでプランをまとめております。その中におきましては法人として体力のある法人、あるいはそうでない法人、いろいろとございます。

したがって、例えば与謝の海福祉会等につきましては、夢織りの郷を事業展開をしていただくときには、土地についても自前で購入をしていただき、そして施設整備につきましても自前で行っていただいたということがございます。また、与謝郡福祉会につきましては、特別養護老人ホーム等を建設する場合に、行政が全面的に支援を行ったということでございます。また、丹後福祉応援団につきましても、これまでは一生懸命自分とこの力でもって取り組みをなされてきました。そういった中で、それぞれ法人の基盤と申しますか、そういったものが異なっております。

今回のこの介護予防デイサービスセンターにつきましては、今までいろんな丹後福祉応援団が取り組みをされる中で、いったん法人そのものも自分でこの施設を購入して、運営がやれないかというようなことで、借入金等々につきましてもいろいろと検討をなされたようにお聞きをしております。ただ、もう自分の力でそこまでということではございませんので、その部分については町で支援をしていきたいということでございます。ただ、中に備えつけます備品等につきましては、法人の方で対応していただくというように考えております。

したがって、これからいろいろと事業展開を行うに当たりましては、そこで運営をしていただきます法人の財政余力と言いますか、そういったものも勘案をしながら、判断をしていきたいというように考えております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 次からの事業展開については法人の財政力を勘案して、いわゆる町の負担も決めていくんだということがあったんですが、そうすると一定の基準と言いますか、線引きというのが要るんだろうというふうに思うんですね。その基準なり線引きというのは、お考えなんでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まだ基準につきましては設けておりません。ただ、今平成19年度に取り組みたい事業につきましては、社会福祉法人与謝の海福祉会が取り組みますパン工房なり、それからグループホーム、こういったものにつきましては公設民営というような位置づけで取り組んでいきたいというように考えております。ただ、備品等につきましては、法人の方で対応をしていただくということに考えております。

また、この介護予防デイサービスセンターにつきましても公設民営ということで、備品類については、法人の方で対応していただくというように考えております。

与謝の方で今協議を行っております小規模多機能型の居宅介護施設につきましては、今法人との調整中ということで、具体的な中身まで固まっているという状況では、今のところはないということですが、これまで与謝郡福祉会には、行政が全面的に支援をしてきたということもございますし、お聞きをしますと財政余力と言いますか、そういったものもあるようにお聞きをしておりますので、応分の負担についてお願いをしていきたいというように考えておるところでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 与謝郡福祉会の小規模多機能の関係で、今課長から答弁があったんですが、実は私もその理事をさせていただいております、3月まではたくさんおられたんですよ、偉いさんもおられたんですが、4月からは僕一人になったんですが、昨年からそういう事業展開をしていこうということで、理事会でもいろんな議論を進めてきた中で、いわゆる公設民営だということで、それは事業展開を図っていこうということが基本姿勢だったんですね。理事会もそういうことで、それなら事業推進をしていったらどうだということで理事会にも提案され、基本は公設民営だということで昨年はずっと続いてきたんです。

それがきょうに至ったら今の課長の答弁いわく、財政力があるからということになるんですが、負担をしてくださいというふうなことを聞いてるというふうなことを、この間の理事会で私は聞いたんですが、それは少しおかしいんだろうというふうに思うんですね。そうだったらもう少しそういう話が出る時に一定の負担なり、法人もそれなりに覚悟をしてくださいというお互いの連携やキャッチボールの中で、そういう話が進んできたんならわかるんですが、一切そんな話は私は聞いておりません。その中で公設民営でいこうということで、いわゆる土地もほぼ確定をしておるといふふうに聞いておりますし、その中で法人も一定負担をせえというふうなことを言われておるんだというふうなことを聞いたんですが、私は筋が違うだろうと。もう少し最初から、財政力のある法人には負担をしてくださいということの一言ぐらい、あってもよかったんと違うかなと。町の姿勢をもう少し鮮明にされた方が、よかったんと違うかなあと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、小規模多機能の居宅介護施設につきましては、法人としてもぜひとも今の待機者等の現状を見ておると、法人としてもやはり取り組んでいく必要があるというような思いもございました。それから町の方から、確かにそういった地域密着型の事業展開をするに当たっては、丹後福祉応援団もそうですし、それから北星会もそうですが、こういったような事業展開について、ご協力がいただけないだろうかというお話をさせていただいたのも事実でございます。

その中で与謝郡福祉会のみが、この小規模多機能については取り組んでいくということではございました。

そういった中では具体的に、その負担割合をどうのこうのというお話はしておりませんでした。当初は、でき得れば借り地で事業展開をしたいということで、その借り地の賃料であったり、そ

ここに備品等を整備する場合に、その部分については法人負担でお願いがしたいということでした。そういった中では、確かに理事会の方でいろいろと協議をされて、公設民営でということで、町長の方にその気持ちをお伝えになったということはお聞きをしておりますけれども、町も今後いろんな事業展開をするに当たっては自助・共助・公助、その協働の精神で取り組んでいきたい。民間等にも一定のご理解をいただいて、その負担等もお願いをしていきたいというようなことがございますので、そういった部分で一定のご負担をいただくようお願いをしたということございまして、議員さんおっしゃいますように、当初からその旨を法人等に伝えておくべきだったなという思いは持っておりますが、経過としてはそういう状況であったということでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

13番（今田博文） 大体今の試案と言いますか、計画では大体5,000万円ぐらいで建物を建てたいという、ひとつの目安があるんですが、そのうち国庫補助1,500万円、これは補助が出ると。5,000万円としたら、あとの3,500万円をどうするかという話に具体的にはなるんですが、もう少しお互いが意思の疎通を図っていただいて、どうしても今後負担をとということになるんなら、そこは十分法人にも理解をしていただくように、話を進めていただきたいというふうに思うんですが、そこが課長の答弁がありましたように、当初からそういう話でなかったわけで、突然そういう話が出てきたんで、少し私も理事会で申し上げたんですが、ごたごたしておるとい状況なんで、そこもやはり十分キャッチボールをしていただいて、整理をしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（糸井満雄） ここで休憩に入りたいと思いますが、ほかにまだ質疑ある方はございますか。お一人だけですか。あとありませんね。

そしたら休憩を挟みまして、休憩後、直ちに赤松議員の質疑をお受けし、討論、採決というふうにいかせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは20分まで休憩します。

（休憩 午後5時03分）

（再開 午後5時20分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど5時前に宣告できませんでした。5時以降も改めて会議を継続するということ、ここで宣告しておきたいと思ひます。申しわけありませんでした。

それでは質疑をお受けいたします。

赤松議員。

10番（赤松孝一） どうも済みません、遅くなりましてから。私も質問をさせていただくわけですが、ほとんどの議員の方からいろいろご指摘がありましたので、重複する部分があるかもしれませんが、まず1つは、工芸の里につきましてのいわゆる整理ができていないと。それができていないけれども、どうしても財産取得をしたいというような議案でございますけれども、やはりこれはどうしてもしなければならないという大義が、私もないというふうに思うんですね、それから理念がないと。

と申しますのも委員会なんかで話を聞いていまして、福祉事業団の理事長がこうおっしゃっている、理事長がこうしたい、理事長がこんなふうにも思っておられるというふうな、理事長の気持ちはよく伝わってくるんですけども、町自身がどういうふうにしたいんだということが、もうひとつ伝わってこないということが1点。

それからお話を聞いていますと、リフレも活用したいというようなお話もあります。だからそういう意味で、あそこのリフレ等を今後どのようにするんだというふうな町の基本的な今後の方針が定まっていない。非常に前回の全協のときも感じましたし、委員会でも感じましたし、本日の臨時会でも感じるのは、答弁が泥縄式になっていると。したがって、一貫性が非常に見受けられないというのが私の感想であります。

例えば、きょうの要綱の件に関しましても、先ほど森本議員がおっしゃいましたが、この要綱を読む限り、いわゆる10年過ぎたらフリーハンドというのはどこにもうたってありません。売買契約書にも、町の解除権と買い戻し権はうたってありますが、移項は自由とはうたってありません。それから、いわゆる入村の要綱にもどこにもうたってありません。

そういった中で非常にあやふやな、その質問者の答弁や勢いによっていろいろと答弁内容が違ふと。例えば、これはまだできたところの「議会だより」であります、この中に、これは服部議員が質問されているんですけども、服部議員がここで、「こだわれ工芸の里を」という見出しですね。質問の内容は、崇高な理念のもとに計画された里が、工芸に徹底的にこだわるべきだという質問に対しまして、商工観光課長は、売れ残りの4区画はそのようにすると。しかし、この物件は福祉施設に使いたいという、こういう答弁なんですけども、これはまだ3月議会のときの答弁ですね。きょうの答弁では、そうでもない答弁。

それから委員会でも、私は何度も太田課長に確認しましたが、非常にあやふやな答弁であるというふうに思うわけです。この工芸の里は、野村議員もおっしゃっていましたし、伊藤議員もおっしゃっていましたし、ほかの議員のおっしゃっていましたが、やはり加悦町の当時の非常に目玉的な事業であるというふうに私も思いますし、先ほど町長がおっしゃった京都西山のアトリ工村、私も3年前に行ってきました。非常に興味深いゾーンでありました。

そういう意味でも、京都府下でなかなか、特に与謝野町の中では、このような位置づけの里はありません。せっかくできた里を、いわゆる行政努力をしないままに、活性化ができていないというふうなことをおっしゃっていますが、私は先日、入村者の方とお出会いをしてきて、お話を2時間半ぐらいしてきました。

その中でおっしゃっていることは、町が福祉施設をつくろうと何をされようと、町がされることに口を挟むつもりは1つもありません。しかし、町としてどのようにこの里を、この村を考えておられるのか教えていただきたいと。明確な方針はいつも聞こえてこない。ただ、ことしも工芸のフェアをされますか、してくださいよ、してもらわな困るんですけど、こういう声は聞いても、一向に具体策は話してこられないと。

例えば空き地に対することに対しましてもまだまだ全国には、私もよそから来た人間けれども、アーティストと言うのもはばかるけれども、私たちみたいに手先を動かしたり、いろんなことをしたい人は5万といると。そういった人に対する宣伝も全くできていないと、インターネットでもできていないと。やはりまだそういった方に対する、今後、例えば企業誘致であるように、

そういった方に対する例えば固定資産税の免除とか、また建物建設の折の、工房建設の折の金利負担だとか、そういった意味で、行政として十分応援できる体制が整っていないというふうなことをおっしゃっていました。

したがって、去年までは工芸フェアをしていましたが、ことしはどうなるであろうなというふうなことをおっしゃっていました。今あそこで生活をされておられる方は4軒だそうであります。あとの6軒は通いだそうです。あの方、もう運営委員会そのものから脱退されたそうです。それは間違っと思ったら、私が聞いた人はそう言うて運営委員会を脱会をされた方もありますというふうにおっしゃっていました。

それで、そういったいろんな方のお話を聞き、また、当時の加悦町が多額のお金を使ってされたあの工芸の里が、今、町がどうしてもあそれでなければ、福祉施設をつくらなければならないという大義のないままに、町みずからが違う方向づけをします。なおかつリフレの活用までおっしゃっている。そうであるならばリフレと工芸の里と、そして福祉施設と、今後あのゾーンをどのように新たに与謝野町としては活用するのかといった基本的な方針が全く届かない、理念が感じられない。ただ単に5月の末日までにしなければ、先方さんから、もうこの話は白紙であると。

ただそれだけであって、私はそのことも不思議な話であって、例えば不動産鑑定士も入れてもらったら困る。普通いくらこちらが譲ってもらうにしても、公共的なお金を使って譲ってもらうわけです。これは先ほどのNPOの法人の方が、いわゆる民間の方が自分の意思で、自分の世帯で、自分の財力で物を買われるのなら、それは幾らであってもいいでしょうけど、やはりこういう公共のいわゆる公金を使い、公の建物、土地を取得するといった場合には、そういったまず条件整備を十分にしてから、だれが見られても、だれに聞かれてもなるほどなど、非常にいい企画だと、いい施策だと言われるのが、私は本当でないかなというふうに思っています。

それから、430平米の件もありましたが、あれもまことに不思議な話でありまして、当初にいただいた議案資料には全く載っていない。そして私たちの23日の総務委員会の折に、初めて一応こういったものもございますということを聞きました。ほかの委員会の皆さんはご存じですかと聞きましたら、いや、多分知っておられんでしょうと。これは大変なことですよ。ぜひこれはほかの委員会の方々にも示すべきですよといったことを言いましたけれども、結果的にはポストに資料が入っているだけでありまして、何の説明もなしのきょうの臨時会であります。

あれが例えば、私もいろいろと土地測量士さんや、宅建免許を持っておられる方に聞いてまいりましたが、あの例えば税務課が使っている図面、あの線を筆界と呼ぶそうですけれども、あの筆界が普通は所有権界と1つのものであることが、基本的な前提だそうです。

しかし税務課のあの線を見ると、新たに筆界の余分に斜めに線を引いてあるのは、だれかが引かれたわけでしょう、役場の方が。片方の図面には、こちらの議案資料には斜めのやつが入っていません、筆界は入っていません。こちらの資料には新たに、明らかにこれは後から引いた線が入っております。これは後から引かれたわけですね、だれかは知りませんが、だれが見てもすぐわかりますね、後から引いたことは。

なおかつ番地を丸を囲んで移動がしてあります。確かにこういうところでは合筆できなかったはずですが。合筆しようと思えば同一の所有者であり、同一の種目。これは基本的には、あその造成が900万円かかったと。その900万円が、この造成だということでもありますけれども、

そうであるならば、そのときに恐らく個人所有か法人所有の方が、当時の町の職員さんとなれ合
いで、こういう形にされたのかもしれないけれども、普通自分が財産取得をされて、十何メー
トルか20メートル、これだけの誤差があるものを、そのまま置いておこうと。町の方がそうし
てくださと言うのは大変変な話でして、そしてなおかつここを見ますと税務上は1658の
17番地と1684の14番地になっています。

非常にこういったことも、最初の当初の資料では全く提出しない、後になってから急遽こうい
ったものが出てくる。小林議員だったかが、本当に900万円も使われたのかなというふうな質
問もありましたが、非常にこういったことが整理されずじまいに、こちら側が言えば何か出てく
る。非常に泥縄式の基本的な考え方。

先ほどの今田議員が、どの程度必要なんだと、面積が。いや、それは考える。それは広いのが
いいのに決まっていますわ。ハープ畑もナスビ畑もいいでしょう。果たして、何でもそれはいいの
はわかっている、先ほどだれかがおっしゃった対費用効果があります。それは広い広いところ
で住むのが一番いいでしょう、それは。ただ、幾ら使ってもいいことには絶対にならないと思う
んです。やはりそれには限界があります。そういった意味で今回のこの企画は、いろんな意味で
不備が多い。

一番のおかしなことは、不動産鑑定士を入れたらあかん。今月中に入金しなければ、この話は
なかったことにしよう。このような姿勢は、普通協力的な姿勢とは言えません。それから、私
たちが委員会で聞いたときには、1日当たりの利用者は20人から25人で、大体対象者が
180名ほどという話でしたが、先般、運協では違う数字を発表されたようでございますけれど
も、そんな意味で、いろんな意味で十分十分練って練って、もう本当にこうなんだと。これなら
皆さん、議員さん、わかっていたでしょうというような練り上げたものが全くない。むしろ
こちらの質問によって、いわゆる泥縄式にああである、こうである。これではやはりこれで理
解をしてくださとおっしゃっても、なかなか理解をしにくいのが現状であります。

やはり本事業が遂行されることはありがたいことでありまして、町民一人にとっては、いつ私
も障害を持つ身になるかわかりませんので、それは身につまされて、こういうものがあるにこし
たことはありませんし、ぜひやってほしいとは思いますが、だからといっていわゆる湯水のごと
く原価計算を持たないで、コスト計算も意識しないで、どれだけの面積が必要と尋ねられても、
まだそこまではわかりませんと。これでは私はやはり提案する側の皆さん方に、ちょっとあまり
にも中途半端と違うかなと。だからもしも提案されるならば、私はもっともっと練り上げていた
だきたいなと思っています。

今の形態のことで、例えば上の土地は別に必要ないという意見もありました。どの課長さん
かわかりません、福祉課長が。じゃあ上は要らないのならば、上は買わなくてもいいわけですわ
ね、例えば言えば。限られた予算で、本当に運営しようと思う気であるならば、上の430平米
はなくてもいいとおっしゃったわけですから、なくてもいいわけですよ。これが始末に始末を
重ねた結果、それは相手がどう言われるかわかりませんが、430平米は要らんと言っ
たら、すぐに断りがあるかわかりません。反対に430平米は、もっと安くしてくださいと言え
ます。あれほとんど法ですわね、下側も。そういった意味で、非常に有効面積というものになり
ますと1,900平米ないわけですよ、何度も行ってきましても。

そういう意味で改修費に3,000万円みておるとおっしゃいましたが、委員会で3,000万円に違いないですねと確認しましても、いや、それは技師が測ったのは3,000万円でおさまるといふうなものでみてあると。しかし本日言ったように、屋根のさびなんかは全く知りませんでしたと。だから4,000万円もする買い物をするのに、物件をしっかり見てないわけですね。

個人だとしますか、個人でしたら、個人だったら真剣でしょう、隅から隅まで。町の金だからですよ、買おうという担当課長でさえ、さびがあったですねという。こんなことで本当に皆さんは、町の金庫を開ける役目ですわ、皆さんは、それは確かにどんどん開けてもらってもいいですけども、もっともっと注意深く。そしてお金がない、お金がないと聞いている割には大盤振る舞いです、こんなもん。物件の確認もせずに、また土地も後からわかりましたと、どこまでかの確認もせずに、そして後から泥縄式にこっこの議員がこう言えばこう言う、あっちがこう言えばこう言う。このようなことは本当に残念だなというふうに思います。

したがって、私の質問というものは、何を質問したいということはございませんけれども、基本的なそういう提案までの過程、練り上げたものを出してほしいということをお願いいたしまして、質問といたします。

以上です。

議 長(糸井満雄) 答弁は。

10番(赤松孝一) 答弁は結構でございます。

議 長(糸井満雄) もうほかにはありませんね。これで締め切らせてもらってもよろしいですか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) なければ賛成意見の発言を許します。

野村議員。

1番(野村生八) 議案第57号 財産の取得について、工芸の里の加悦夢織工房の土地の財産を取得して、予防介護のデイサービスとして利用したいということで提案がされた。この件について、賛成の討論を行います。

まず、この話がNPO法人丹後福祉応援団から工芸の里の道ぶち、この土地と建物が売りに出されている。これを使ってぜひ介護予防を含めて、工芸の里の活性化にもつながるような取り組みがしたいという申し入れがあった、ここから始まったということについて、私は大変うれしくもありますし、そしてそれに対して行政としてできるだけ応援をして、まちづくりをともに進めたいという、そういう姿勢について非常に評価をしています。

ご存じのとおり国の地方への大幅な財源の削減の中で、行政だけではまちづくりは進まない。そういう財政の問題だけではなくて、やはり21世紀は住民みずからの力でまちづくりを進めよう。これが与謝野町の基本的な姿勢だと思っていますし、そういう方向で今、町の総合計画も恐

らくつくる方向での内容も、そういう方向だろうというふうに思っています。こういう中で今回、こういう形でNPO法人から提案された。そのことに町としてできる努力はしたい、これは大切なことだし、当然のことだろうというふうに思います。

そうは言っても工芸の里でやるからには、それにふさわしい形でないと、町としてはいくら応援といってもできない話、こういうことも当然あるだろうというふうに思いまして、そういう指摘もしてきました。

この問題については、工芸の里が今までの要綱だけではなかなか活性化、あるいはその地域の特徴を生かしたことの継続が困難という、そういう時代もあって、今後、そのために要綱等見直しをして、そして新たな活性化に向けては取り組んでいく。そういう姿勢も示されて、そういう見地から見れば、今回の介護予防デイサービスセンターは、そういう要綱に含まれる、そういう施設として、今後改正するということが明確にされました。そういう点からいっても、本来、工芸の里自身を活性化する、その1つの転機としても非常に期待をしています。

質疑でも述べましたが、工芸の里が今までの運営で難しく、そこでどうするかというときに、これがどこにでもある、そういうところになるのではなく、やはり旧加悦町のよさを生かした、その地域として引き続き継続される、このことは非常に私自身も期待もしていましたし、こういう形で引き続き努力していこうという姿勢についても評価をしています。

もう一方のその土地について、あるいは建物についての価格等についても、行政として検討されて、そして妥当だと判断され交渉された。そして議会に諮られた中で、もう一度これは交渉し直す必要があるのではないかと。期間についてもそういう、そういう提案の中で再交渉され、そして価格、あるいは期間については、これが限度だという形で本日提案がされたものと判断をしています。そういう点で、この行政として提案されている価格、そして期間についても相手のあることでもありますし、最終リミットと行政が判断して提案されたことについても、理解をするものです。

しかし、この工芸の里、そして介護予防のデイサービス、こういうものについて大変今後大きな課題があることも事実です。きょう出された思い、意見だけですんなりと事が運ぶわけにはいかないだろうというふうに思います。その点についても今後の運営の姿勢、そして理念等々について一層充実させていく、そういう姿勢も表明がされました。

私は今回のこの福祉空間づくり、これは新しいまちづくりの1つとして大変高く評価もしていますし、ぜひ成功させていただきたい。これは私だけではなくて、すべての議員が述べられたところです。今回の介護予防デイサービス事業が、その施設本来のよさを発揮できる、工芸の里にふさわしい施設として、ほかにない施設としての特徴が生かせる。そういう形で運営されると同時に、今後の福祉空間づくりを位置づける上でも大切な展開になっていく。積極的な取り組みが実現されるなら、今回の財政負担は生きたものになる、そういうふうに思っています。

そういう点で、きょう提案された内容から一層大きな視点、まちづくりの理念に立って、この介護予防デイサービスを十分なサービスと、そして高齢者の方々が生きがいを持って取り組む施設として発展していく。そういう期待を持って賛成をしていくものであります。

以上です。

議長（糸井満雄） ほかに討論はありませんか。

先ほど反対してもらったらよかったんですけど、いいでしょう。

井田議員。

- 9 番（井田義之） 財産の取得について、議案第57号について反対の立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど賛成討論の中に野村議員が今後の展望等に言われました。私も本会議の席で、今の介護の状態というのか、受入体制の状態。課長、今後どういうようにして介護保険を払っておるのに、その介護保険を払った部分の享受ができない、多くの方が待機をされておると。それに対して、どういう対応をしていかれるんですかというのを質問したこともあります。私もそのことについては質問しただけやなしに、大変いろんな方からそういう要望を受けたり、また、どうするんだという意見もいただいております。

だからことしの1月になって聞きました空間施設について、私は反対するものではありませんし、ぜひともいろいろな角度から検討していただいて、そういう方々の介護保険を払ってられる方々が権利を行使できる場所を町として、また、いろんな福祉の関係者の方々と進めていただきたいということについては、何ら異議がありませんし、ぜひともお願いをしたいところであります。

ただ、私がこうして反対の立場で討論をするといいますのは、今回の、先ほどもいろいろと言わせていただきましたけれども、納得ができないというのか、いろいろなことが重なり合ってしまう、私の心の中の整理ができないままに、この採決がなされようとしております。前にも何回も、私は理解できなければ、なかなか賛成できないんですということを申し上げてきました。今回も、どうしても私の心の中の整理ができません。

先ほども言いましたように、3月19日に全員協議会がなされまして、その中で多くの議員さんは真剣になって、こういう方向で工芸の里の整理の問題、また値段の問題、新しいところできないか、ほかに遊休施設はないのか、いろいろなことをいっぱい提案されました。ただきょうの質疑の中でも、30カ所を調べたといわれながら、3カ所か4カ所上げられただけで、あとの場所については、とうとう最後まで我々の前に明示はありませんでした。

やはり、こことここを調べたと言われたら、やはり図面までなくても箇所でも、やっぱり議員がこれだけ心配しておるんですから、提示をされるべきではなかったかなというふうに今でも疑問をいっぱい持っております。

また、先ほども出ておりますように5月31日の問題、この問題につきましてもこれまでのことが、我々の思いが整理をされないまま、議会での意見が何ら受け入れられないまま、こうして結果として提案をされ、何のための3月19日、全員協議会をやったのかなと。議会運営を預かる私といたしましては大変心苦しいと、何のためにやったのかなというような思いもあります。

また、金額の問題ですけれども、5月31日に急がれる。だったら7,000万円については既に財政措置ができておるのかなと思いましたが、これも財政と相談をしながら、できるだけ早く財政措置をやりたいと。財政措置がないままになぜ急がれるのか、私にはやはりわかりません。急がなければならない。そしたらほかの予算を削ってでも、この部分については6月定例会、9月定例会で補正を出すんだというぐらいの思いを見せていただけたならば、私はこの件については理解を示すであろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、福祉施設に反対するものではございませんが、ぜひとも進めていただきたいという逆の立場なんですけれども、今回の手法については、私の思いに賛同できる方に賛同していただきたいと思えますし、また、その方々も福祉施設に反対するものではないということを最後に申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） ほかに討論はありませんか。できれば賛成の討論をお願いしたいんですが、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） そしたら、反対も賛成も討論ございませんね。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立少数であります。

よって、議案第57号 財産の取得についての原案は否決されました。

以上で、本臨時会の日程は全部終了しました。

これで第9回平成19年5月臨時会を閉会します。

大変ご苦労さんでございました。

（閉会 午後5時50分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員